

### 第399回南国市議会定例会会議録

第3日 平成29年12月6日 水曜日

#### 出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	8番 高木正平
9番 有沢芳郎	10番 中山研心
11番 前田学浩	12番 村田敦子
13番 岡崎純男	14番 小笠原治幸
15番 野村新作	16番 浜田和子
17番 浜田勉	18番 土居篤男
19番 福田佐和子	20番 西岡照夫
21番 今西忠良	

—\*—

#### 欠席議員

なし

—\*—

#### 出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦	参事兼財政課長 渡部靖
企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 中島章	税務課長 山田恭輔
子育て支援課長 田内理香	長寿支援課長 島本佳枝
保健福祉センター 所長 高橋元和	環境課長 谷合成章
商工観光課長 長野洋高	建設課長 西川博由
地籍調査課長 古田修章	都市整備課長 若枝実
上下水道局長 橋詰徳幸	会計管理者兼 参事兼会計課長 橋田裕子
福祉事務所長 岩原富美	教育長 大野吉彦

兼 長 兼  
課 長 員  
長 長 長  
教 育 課 長  
校 教 育 委 員  
監 査 委 員  
事 務 局 長  
消 防 長

竹 内 信 人  
細 川 千 秋  
小 松 和 英

生 涯 学 習 課 長  
農 業 委 員 会 長  
事 務 局 長

中 村 俊 一  
土 橋 愛

＊

#### 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 秋 田 節 夫 次 長 公 文 知 子  
書 記 門 脇 智 哉

＊

#### 議事日程

平成29年12月6日 水曜日 午前10時開議

#### 第1 一般質問

＊

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（岡崎純男） これより本日の会議を開きます。

＊

#### 一般質問

○議長（岡崎純男） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。20番西岡照夫議員。

〔20番 西岡照夫議員発言席〕

○20番（西岡照夫） おはようございます。

私は、しばらくぶりの一般質問、登壇ということでございます。本日は氷の張る寒い朝になりましたが、その寒さを吹き飛ばすような気持ちで質問をさせていただきます。

まず初めに、さきの台風によりまして被害を受けられました皆様に、心よりお見舞いと一日も早い復興をお祈りを申し上げます。

それでは、私が本議会に通告をしてあります1つ目、南国市をめぐる諸問題、2つ目が都市計画道路と県道、3国営ほ場整備の進捗状況、4県・市補助金交付事業の検証、5中央公民館

・大篠公民館合築と文化ホールについてであります。順次質問を行いますので、御答弁のほどよろしく願いをいたします。

まず、1項目めですが、南国市をめぐる諸問題。

その1点目は、南国市が一旦工事を許可した後、取り消した緑ヶ丘市有地、山林の切り土をめぐり、同市内の男性が市に対し建設会社に元の状態に戻すよう命じるよう求めた訴訟について、これまでも数名の議員からこの問題について質問がっておりますが、現在の状況はどのようなになっているのかお伺いをいたします。

2点目は、11月11日付高知新聞朝刊に掲載されていましたが、「水路移設を求め南国市を提訴、高知地裁で初弁論」とあり、南国市所有の水路が隣接する民有地に越境していることを認め、水路の移設工事を確約したのに工事を行わなかったとして、土地の所有者の男性が水路の撤去工事の実施を市に求めた訴訟で、市側は訴えの棄却を求めたとあるが、訴状によると男性の土地と水路の境界は長年確定されていなかった。男性は7月、当時の吉川副市長（市長の辞職により職務代理者、10月3日に辞職）と協議し、水路の一部約13メートル分が場所によって2～18.4センチ男性の土地に越境していたことを確認。越境している部分を移動させることで合意した。しかし、平山市長が8月6日に就任すると合意内容を覆し、水路工事を行わなかったとしている。原告の男性は取材に対し、市長の職務代理者が（協議記録に）判を押している。平山市長は市民と対話をせず「知りません」は通用しないと話した。一方の市側は、弁護士と相談中でコメントできない。今後、裁判の場で主張していくとしている、とありましたが、見通しについてお伺いをいたします。

3点目は、先日、テレビ、ニュースで放送されました、物部地区の水源地のことについてお尋ねいたします。

このことについては、以前から地元関係者との話し合いが持たれていたとお聞きしましたが、このたび水源地への立入禁止をする旨の看板が設置されたことについて、市長として今後どのように対処されるお考えかお伺いをいたします。

4点目は、昨日、今西議員からも質問がありましたが、南国市庁舎内において、真偽のほどはわかりませんが、幾つかの部署で警察当局から関係書類の提出や一部職員の聞き取りなどが行われているとのこと。このような不名誉な事態が生じていることについて、市長としてどのように受けとめておられるのかお伺いをいたします。

2項目めの都市計画道路と県道について。

しばらく停滞していました都市計画道路南国駅前線の工事が、県道南国インター線交差点か

ら北へ60メートルの区間で始まりました。後免商店街、東西の市道までと思いますが、最初の計画からすると随分とおくれています。JR後免駅まで達するのはいつごろになるのか、見通しについてお尋ねいたします。

また、都市計画道路高知南国線第3工区の地元説明会が10月6日に朝日町公民館であり、私も参加させていただきました。説明内容は、1 高知南国線第3工区について、2 事業の概要、3 事業認可の概要、4 都市計画法における制限、5 スケジュール、6 用地測量の御協力についてでありました。県道南国インター線から東へ延長220メートル、幅員16ないし17メートル、2車線で歩道は両側3.5メートル、交差点に右折レーンを設ける。事業期間は平成29年6月23日から平成34年3月31日まで、用地取得は平成30年度から平成32年度まで、道路工事は平成31年度から平成33年度までの内容が説明をされ、あわせ市道旧農協病院東線改良についても説明がありました。地元住民からは、水路の取り合わせや排水対策などに質問が多く出されました。今後、事業を進めていく上で、県道南国インター線や県道南国～野市線の東町交差点改良（県施工）など、課題も多くあり、今後の見通しについてお尋ねいたします。

3項目めの国営ほ場整備の進捗状況であります。市政報告では、本年度中の仮同意徴集に向け、各地区のほ場整備委員会とともに同意率の向上に努めてまいります。12月をめどに、地権者説明会が開催された地区から、順次関係受益者からの仮同意徴集に入ります。この仮同意書は、地元の事業推進に対する意思確認という性格を持つものであり、極めて重要な手続となります。この仮同意率を、限りなく100%に近づけることが事業着手へのステップであると考えておりますので、各地区ほ場整備委員会と連携して取り組みを進めてまいります、と述べられました。9月議会では、7月末現在で全体での本事業の同意率は64%であり、11月からの仮同意徴集に着手するためには、それまでに90%以上の同意を得ておくことが必要となります。そのため、各18地区のほ場整備委員会では、まだ同意の得られていない地権者の方々を精力的に訪問し、同意取得に取り組まれております。市といたしましても、国・県などの関係機関とともに、各地区の課題解決に向けた整備計画や農地の高低差を考慮した詳細な設計図を作成して、地元説明会でともに説明することにより地権者の皆様に本事業の必要性を理解いただき、同意がいただけるよう努めてまいります、とありましたが、この進捗状況や今後の見通しについてお聞かせください。

4項目めの県・市補助金交付事業の検証についてであります。

まず、お尋ねする2つの事業は、平成27年と平成28年に高知次世代施設園芸モデル事業に申請して交付を受けた株式会社西島園芸団地とJAの農業生産法人株式会社南国スタイルについ

て、いずれも県2分の1、市3分の1の補助金と、残りは事業主が負担して、先進技術の導入により西島園芸団地はメロン、南国スタイルはパプリカとピーマンを栽培しています。今後、環境制御技術と電解水素水の生産技術力で効率的な農業生産を展開し、還元野菜、ブランド構築に向けて付加価値創出を目指しています。大いに期待していますが、南国市として多額の補助金を出していますので、しっかりと見守り検証する必要があると思いますので、お尋ねをいたします。

次は、地域の食材をフル活用した農園レストラン&ベーカリーの現代企業トリトンについてお聞きいたします。

地産地消をコンセプトに、平成27年10月にオープンして2年が過ぎました。当初の計画では、南国市内の直販所、農家、JA南国市生産部会、(株)南国スタイル生産野菜を含め、地域野菜、米、果物を県内80%として賄い、県内で賄えないものは県外から仕入れするようになっておりました。また、ごめんケンカシャモを生かしたメニューや有限会社斉藤牧場の山地酪農牛乳をパンやデザートに使用するようになっていましたが、現在どのようになっているのか。県、市の産業振興補助金を活用しての事業であり、総事業費は2億4,000万円、補助対象限度額は1億円を上限と定め、県2分の1、5,000万円、市4分の1の2,500万円を交付していますので、お聞きいたします。

5項目めは、中央公民館・大篠公民館合築と文化ホールについてであります。

昨日、高木議員より質問がありましたが、時間切れの感があったように思います。前橋詰市長から引き継いだ平山市長も、大篠公民館・中央公民館の建てかえに伴う、文化行事も行えるホールを含む複合施設の建築について、早い段階で検討委員会を立ち上げ、実現に向けて取り組んでいくと述べられました。大篠地区民としても、市民にとっても、大いに期待するところですが、高木議員にも答えられていましたが、検討委員会のメンバーの構成や建設までのスケジュールなどについて重ねてお尋ねいたします。また、施設に接続する道路について見通しはどのように考えておられるのか、あわせてお聞かせください。

以上で1問目を終わります。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） おはようございます。

ただいま西岡議員から御質問をいただきました南国市をめぐる諸問題、その中で私のほうから3点目、4点目についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、3点目の物部地区の水源地に関しましてでございますが、これは昭和44年に中須部落と交わした覚書の中に、日量500立方メートルを限度として取水すると明記しているにもかかわらず、過去に日量500立方メートル以上を取水し、中須部落の皆様には御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。また、今後につきましては、取水問題に対し、市としてどのような対応ができるのか精査し、解決に向けて進めてまいりたいと思っております。

続きまして、4点目でございますが、4点目の質問につきましては、現在まだどのようなことになるのかということがわかりませんので、現段階での答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。御理解のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

〔渡部 靖参事兼財政課長登壇〕

○参事兼財政課長（渡部 靖） おはようございます。

西岡議員から御質問いただきました緑ヶ丘の市有地山林の切り土をめぐる訴訟の件につきまして、お答えさせていただきます。

緑ヶ丘の市有地山林の切り土をめぐる訴訟につきましては、平成29年3月30日に原告の方より高知地方裁判所に市から施工業者に対する請求につきまして、怠る事実の確認、原状回復請求、損害賠償請求の訴訟が起こされております。これまで訴状に対する認否、原告の反論等、2回の口頭弁論で3回の弁論準備が行われております。現在、原告側が要点整理を行っておりますので、今月末に第4回目の弁論準備が行われるということになっております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

〔西山明彦参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） おはようございます。

西岡議員の南国市をめぐる諸問題の3点目、水路移転請求についての裁判につきまして、その見通しはということでございますけれども。議員御紹介いただきました高知新聞に掲載されていた記事は、訴訟の内容と原告の主張であったというふうに思いますが、ただいま弁論が始まったばかりであり、その見通しにつきましては安易に申し上げるべきではないと思っております。今後、新聞記事にもありますが、市の主張につきましては法廷の場で明らかにしていきたいというふうに思っております。係争中の問題でありますので、そのあたり御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

済みません、3点目と申し上げましたが2点目でございます。失礼しました。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

〔若枝 実都市整備課長登壇〕

○都市整備課長（若枝 実） おはようございます。

西岡議員さんの都市計画道路と県道についての御質問にお答えいたします。

都市計画道路の進捗状況につきましては、本年11月末現在において、南国駅前線第2工区の用地買収率は44.7%で、本年度は県道南国インター線交差点から北へ後免町商店街までの約60メートルの区間を整備する予定でございます。本年度が事業認可期間の最終年度となっておりますので、本年度中に後免駅前広場の追加を含め、事業認可期間を平成33年度まで4年間延長する事業認可の変更申請を行う予定をしております。

高知南国線第3工区につきましては、南国インター線交差点から東へ市道旧農協病院東線までの延長220メートル区間において、本年の6月23日に事業認可を受け、事業に着手いたしました。本年度は用地測量及び詳細設計が終わり次第、もう一度地元説明会を開催し、10月6日に行いました説明会で質問のございました水路等の排水についても御説明を申し上げ、早ければ今年度中に用地買収を開始し、平成33年度中の完成を目指したいと思っております。

続きまして、後免東町交差点改良につきましては、現在、高知県中央東土木事務所で施工しております。県の担当者によりますと、今年度事業に着手し、現在の用地買収率は約50%で、平成31年度末までに用地買収を完了させ、平成32年度から平成34年度にかけて工事を実施する予定であると伺っております。また、県道南国インター線と都市計画道路高知南国線の取り合わせ箇所につきましては、高知南国線第2工区の用地買収が完了次第、工事に着手する予定でございます。県道南国インター線の拡幅箇所におきましては、高知県中央東土木事務所が工事をする事となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 副市長。

〔村田 功副市長登壇〕

○副市長（村田 功） おはようございます。

西岡議員の御質問にお答えいたします。

最初に、国営ほ場整備事業の進捗状況についてでございますが、直近の高知南国地区全17地区、全体調査面積610ヘクタールでの事前の同意率は、人数ベースで79%、面積ベースでは

83%、510ヘクタールとなっております。これまで何度か申し上げてまいりましたが、国営のほ場整備事業の採択要件は、受益面積400ヘクタールでございます。目標の90%までは到達しておりませんが、面積ベースで同意が510ヘクタールに達したということで、仮同意徴集への着手との判断を下し、次のステップに進んだ次第でございます。ただし、510ヘクタールの同意と申しましても、整備計画範囲の中では歯抜けのモザイク状の地区もあり、まだまだ安心できる状態ではありません。そのため、来年3月までに可能な限り仮同意をいただき、その後、整備計画を確定し、31年度からの本同意に進むスケジュールですが、より整備効果を上げるため、一人でも多くの方の事業参加の同意を得なければならないと考えております。

次に、西島園芸団地の次世代ハウスについてでございます。

当ハウスは、平成27年10月完成でございまして、29園芸年度はフル稼働し、収益確保の要因の一つとなっております。特に、夏の高温時のメロン作付は通常行いませんが、環境制御技術の一つであるヒートポンプの稼働により、夏場のメロン生産が可能になりました。結果、メロン、スイカの生産増により、仕入れ金額も大幅に減少しております。また、環境管理システムによる安定的な環境制御により、秀品率が二、三割上昇しているとの報告も受けております。

次に、株式会社南国スタイルが運営する高軒高次世代型ハウスにつきましては、平成28年度に完成し、29年1月に栽培を開始し、現在2作目に入りました。1作目は、栽培年度途中の作付となったため、十分な収益を得られませんでした。2作目は計画的な周年栽培となるため、ことし9月に定植したパプリカ年77トン、ピーマン年100トンの目標収量に向けて順調に収穫が進んでおります。また、議員言われた還元水、電解水素水の栽培効果の検証も行っております。これは、高知大学、県、市、農協、日本トリムで組織する還元野菜プロジェクトチームが、還元水の活用による効果や機能性等について検証しているものでございます。

最後に、トリトンでございます。

平成27年10月に、地産地消をコンセプトにオープンした農園レストランを展開している現代企業グループ・トリトンの御質問でございますが、トリトンの地産地消率につきましては、県内産80%以上を目標に食材調達をしており、直近28年度の達成率は県内産84.30%でございます。事業計画の時点での連携事務所である株式会社南国スタイル、企業組合ごめんケンカシャモ、山地酪農の斉藤牧場からの納入とともに、ひまわり乳業、奥田の卵、川添ヤギ牧場、稻生のびわ茶等が納入されております。また、店内に良心市を設置し、南国スタイルや敷地内栽培の農産物を販売して地域野菜のPRに努めるとともに、シャモカレーパンの現代企業社全店の販売や地元食材の活用方法を随時提案し、試作することでレギュラー商品をふやしつつあり、

議員の言われた山地酪農のミルクを使った当店で焼いたパンのファン層もふえております。順調な経営を続けておると考えております。

なお、前述しましたように、物部川アクションプランでは、農園レストランによる地域食材の消費拡大として、四半期ごとに課題、インプット、アウトプット、アウトカムを上げて進捗管理シートを作成し、検証を行っております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

〔中村俊一生涯学習課長登壇〕

○生涯学習課長（中村俊一） 中央公民館・大篠公民館合築と文化ホールについてのお尋ねに  
お答えをいたします。

昭和42年建築の中央公民館と昭和49年建築の大篠公民館は、老朽化も著しく、建てかえの時期を迎えております。これを合築する上で、立地適正化計画の中に位置づけ、都市再構築戦略事業における高次都市施設としての地域交流センターを整備するものです。地域交流センターとは、地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流などの都市活動、コミュニティ活動を支える中核的施設の機能が求められるため、文化的行事も開催できる多目的施設としての整備を検討しているところでございます。

施設の構想には、市民の意見、大篠地区住民の意見を反映、調整する必要がありますが、中央公民館運営審議会に大篠地区の公民館長、運営審議会など大篠地区関係者も交え、また社会教育委員、文化団体関係者、学識経験者を交えた委員会として基本構想を進めてまいります。この作業を、今年度から平成30年度にかけて、基本設計及び実施設計を平成30年度から31年度に行う予定です。また、平成30年度には、用地測量及び地質調査も予定しております。平成31年度は既存施設の解体、造成工事などを予定しており、建設工事は平成、元号がちょっとわからないので平成で説明させていただきます、32年度から33年度にかけて建設を行うことを予定しております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

〔西川博由建設課長登壇〕

○建設課長（西川博由） おはようございます。

今回計画中の公民館建設に係る接道要件といたしまして、8メートル幅員の道路に接道する必要がございます。公民館の接道といたしまして、平成24年3月に市道認定をして社会資本整

備総合交付金事業により整備しております市道稲吉篠原線がございます。計画幅員が13メートルであり、要件を満たしておる計画でございます。平成29年度は公民館予定地付近、大篠小学校の南部分でございますが、詳細設計を実施中であり、来年度より地権者との交渉に入る予定でございます。近年、道路新設改良の交付金事業の要望額に対する交付額が下がってきていることもあり、供用開始時期が未定であるため、建築基準法の接道の指定を平成30年度中に受ける予定でございます。

以上です。

○議長（岡崎純男） 西岡議員の質問に対する一問目の答弁は終わりですか。20番西岡議員。

○20番（西岡照夫） それぞれ御答弁をいただきましたが、まず1項目めの南国市をめぐる諸問題については、現在訴訟中というふうなこともございまして、予想しておりましたが、適切な答弁をいただけませんでした。ただ、3点目の物部川の水源地については、市長のほうから現在のお考えを述べていただきました。地元との協議ができるだけスムーズに進むことを願うばかりでございますが、いわゆる給水がストップをしないような手だてを関係者で早急に話し合っていていただいて、市民に迷惑が及ばないようなことで解決を図っていただきたいと思えます。

それから、4点目については、昨日の今西議員もありましたが、このことについては速やかに詳細がわかった段階で、我々市議会のほうへは説明をいただくということでお願いをしておきたいと思えます。

2項目めの都市計画道路については、それぞれ、南国駅前線については、予定の31年完成がおくれたということで、平成33年まで延長するという答弁がございました。これも当然、国の助成が大半を占めておりますので、なかなかそういった状況の中でスムーズに当初の計画どおり進まないということだろうと思えますので、なお、国のほうにはしっかりと要望を上げていていただいて、できるだけ早い時期に完成をするように努力をお願いしたいと思えます。

それから、高知南国線第3工区については、先ほども説明いただきました。ただ、県道の後免～野市線、それから東町の交差点改良に伴う拡幅工事が、先ほども高知県中央東事務所の施工で進んでおるといってございまして、用地買収等も既に取りかかっている、31年度末までにはというようなことでもございまして。特に、あの区間には後免の消防屯所がございまして。この移転が関係するわけでございまして、そのことも含めて消防長に移転をどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

3項目めの国営ほ場整備の進捗状況については、先ほど副市長のほうからも御説明いただき

ました。初めに私、18地区と申し上げましたが、現在は17地区になっているようです。が、一応83%の現在、同意率というふうなことでございますので、90%には少し足りない、そういう状況だというふうにお伺いしました。ただ、面積的には510ヘクタール、それには地区によっては面積の中に所々歯抜け状態になっている箇所もあるということで、これからそれらの同意もいただくために精力的に関係者と、また地権者の皆さんに御理解いただくように、ほ場整備の委員会等ともさらに協力をして、目標達成に向けて頑張ってくださいと思います。これも、平山市長としても重要政策の一つでございますので、しっかりとこれを進めていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

次に、4項目めの県・市補助金交付事業の検証でございますが、初めの2つの事業については、まだ緒についたところと、27年、28年の事業でございますので。これから南国市の農業に大いに関係がしてきますので、そういった新しいモデルとしてこの2つの事業が注目をされています。そういった意味でも、この2つの事業が成功することが、ひいては南国市の農業のいわゆるまた農業を続けていこうという若い育成者にも力強い後押しになるのではないかとこのように考えておりますので、しっかりこのことも検証をしながら見守ってほしいと思います。よろしく願いをいたします。

たくさんの南国市の地産を使つての事業でございますので、これをしっかり検証していただきたい。特に、トリトンにつきましては、県内産80%の野菜、米、果物、そういったもので現在84%になっておるといふに先ほど答弁をいただきました。所期の目的を達成をされていると思いますし、またごめんのケンカシャモを使ったシャモカレーやそういったメニューも出され、工夫もされているということでありますし、斉藤牧場の山地酪農牛乳を使った食材も利用されております。ひまわり牛乳、そういったところの商品も利用していただいているということでもございますし、これからもしっかりそういった南国市産の食材を使つていただけるように見守っていただきたいと思います。

ただ、一つ懸念をされておりますのが、JAの関係の野菜なんかを使うことが、少し当初の目的より減っておるといふような声を聞きます。当初の目的と少し違うのではないかとこのように声も出ておりますので、そのこともしっかり関係者と協議をして当初の目標に、また目標以上になるように努力をしていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

5番目の中央公民館・大篠公民館合築と文化ホールについてであります。まだ規模的なことについては、当然これからの検討委員会の中で十分議論をされてその骨格が示されると思いますので、まずもう一点お聞きをしたいのは、どの程度の文化ホールか。以前に文化協会なん

かから陳情もございまして、議会でもそれを採択をいたしております。そのこととあわせて、どの程度の規模のものを考えておられるのか。また、それに合わせて、先ほど接続する道路についての説明もございましたので、駐車場についてどのようなお考えを持たれておられるのか、それについて2問としてお聞きをしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。消防長。

○消防長（小松和英） 西岡議員さんの後免消防屯所の移転についての御質問にお答えをいたします。

後免消防屯所は、県道の拡幅に伴い移転の必要が生じたことから、現在、用地の選定を行っております。しかしながら、消防団員さんの参集それから出動に便利な場所、それに加えて消防屯所と参集時の車両をとめる駐車場スペースとして約100坪以上の土地が必要ということであり、今まで幾つかの候補地を当たっておりますが、まだ成立には至っておりません。今後、地元の消防団員さんとも協力をして適地を選定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 中央公民館・大篠公民館合築についての2問目の質問にお答えいたします。

規模についてでございますが、建築確認の関係もございまして。昔、市民体育館が建っておったということもあわせて、それぐらいの規模で建築確認のほうで県の担当課と協議を進めておるところで、3,000平米のあたりで最初のたたき台はお示ししようと思っております。ホールにつきましては、その中でということになりますので、夜須のマリンホールですとか野市のホールなどを参考にして、最初のたたき台と申しますか素案を作成したいと考えております。

駐車場につきましては、市民体育館、中央公民館ができた昭和42年当時と車にお乗りになる方の事情等も違ってまいりますので、別のところで近接地に駐車場を構える必要があると考えております。今、市民体育館を取り壊した後は、この庁舎に勤務します臨時・非常勤職員の方も駐車されておりますので、それも考慮した台数で別のところで近接地に駐車場を求めることを考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 20番西岡議員。

○20番（西岡照夫） それぞれ御答弁をありがとうございました。

後免の消防屯所については、なかなか代替地が現在のところ見つからないというような状況

でございますが、あの事業を進めていくためには速やかな移転ということも必要でございますので、なお関係者と協議をして、できるだけ早く適地が見つかりますように頑張ってくださいと思います。

それと、中央公民館・大篠公民館合築、文化ホールの規模について、少しお示しをいただきました。3,000平米で中にホールも備えるというような構想のようでございますが、ホールについては夜須のマリンホール、それから野市の文化ホール、そういったものが一つの目安になるというふうなお答えでございました。規模的には、400ないし500というふうな受けとめをさせていただきます。そのことが適当かどうかについては、今後の検討委員会の中で議論をされると思いますので、そういったことも踏まえてしっかりお願いをしたいと思ひますし、またやはりホールをどういうふうにするか、1階に設けるか2階に設けるかという問題も出てこようかと思ひます。やはり、出入りの問題そういったこと、500人近い規模の方が出入りをすることになればどういったことが一番望ましいのか、その辺もあわせてしっかり検討委員会で議論を尽くしていただければというふうに思ひますし、駐車場につきましても、それだけの人員が利用するという事になれば、隣接の土地を早く確保するという事でも大事になるかと思ひますので、接道とあわせてしっかりその事でも進めていってほしいと思ひます。

以上で質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 10番中山研心議員。

〔10番 中山研心議員発言席〕

○10番（中山研心） おはようございます。今のところ、民進党の中山研心でございます。第399回定例会におきまして一般質問を行わせていただきます。

私が通告をしてありますのは2問であります。市長の政治姿勢にかかわることとして、組織のコンプライアンスについて、それから補助事業としての空の駅の事業についてお伺いをしたいというふうに思ひます。短時間で終わっていきたく思ひますので、ぜひ簡潔な御答弁をよろしくお願ひいたします。

まず最初に、組織のコンプライアンスについてお伺いをいたします。

まず、総務課長にお伺いをいたしますが、既に退職をしている南国市の職員及び特別職の職員に対する退職金の返還規定について御教示いただきたいと思ひます。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 既に退職している職員、特別職も含めての退職手当の返還についてでございますけれども、退職手当の返納につきましては平成

7年12月20日に条例改正を行いまして、退職手当の支給後、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときに、支払った退職手当を返納させることができるというふうになっております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 10番中山議員。

○10番（中山研心） 在職中の行為により、刑事訴追を受けて禁錮刑以上の有期刑が科せられた場合に、支払い済みの退職金について返還を求めることができる。つまり、一般職、特別職問わず執行猶予であっても、有期刑なら返還を求めることができるということによろしいですね。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 御指摘のとおりでございます。

○議長（岡崎純男） 10番中山議員。

○10番（中山研心） さまざまな考え方はあるでしょうけれども、一般的には、退職金は現職給与の後払いという性格が強いものでありますから、一般職員について今以上に返還規定を厳しくすることを求めるものではありません。しかしながら、現状、例えば現職の一般職員が公金を横領したことが発覚した場合、金額の多寡にかかわらず、刑事事件としては起訴猶予や罰金刑であっても懲戒処分となることを考えたときに、特別職の職員がその地位を利用して私腹を肥やしたり、不正を働いて有罪となった場合でも罰金刑なら退職金の返還は求められないというのは、著しく公平性を欠き社会正義に反すると思いますが、市長の御見解をお伺いします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） それは、条例ではこういうふうに決まっているところでございますが、社会的にそういった社会正義に明らかに反するというふうに判断される場合、そういった返還ということも検討はしないといけないと思うところです。

以上です。

○議長（岡崎純男） 10番中山議員。

○10番（中山研心） この一旦支払い済みの退職金について返還を求める場合は、退職金の審査委員会というものが置かれるというふう聞いておりますけれども、ここで、条例には禁錮刑以上の有罪が確定した場合というふうになっておりますけれども、それに満たない判決であっても、この審議会のほうでそれ以上の厳しい処分を出す可能性があるということによろし

いですか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） そういう可能性はあるというふうに考えます。

○議長（岡崎純男） 10番中山議員。

○10番（中山研心） ちょっとわかりませんが、条例に返還を求めることができるというふうを書いてあって、それ以上のことが条例改正を伴わずにできるのかなということがちょっと疑問に思いますが、そういうお考えであれば、ぜひ条例の規定についても見直しをして、はっきりと返還を求めることができるような規定に変更をお願いをしたいと思いますのですがどうでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） それにつきましては、今この場でそれができないということを御答弁させていただくのは控えさせていただきたいと思います。その検討委員会という会を開いて、こういうふうにするのが適切という判断をいただいたときに、条例改正というのは考えていきたいと思っています。

○議長（岡崎純男） 10番中山議員。

○10番（中山研心） わかりませんが、もしその特別職の退職金規定については、特段の定めのない場合、一般職員に対してそれを準用することになっておりますので、今の状態でしたら返還を求めることができる規定がないと、幾ら審議会で返すべきやというふうに決まるというか、もう審議会でそれを検討すること自体があり得ないんで。これは今、返答を差し控えるとか何とかいうことやのうて、審議会でそのことが答申された場合にそれができるような条例改正をすべきじゃないですかという問いです。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 審査会につきましては、退職手当の支給制限をする場合に審査会に諮るということになっております。一般職の退職手当の条例では、第8条で支給制限の場合を上げております。それは、まず懲戒免職の処分またはこれに準ずる処分を受けた者と、それから禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるか執行猶予期間が終わるまでの者とかいうことがございます。こういった場合に支給制限がされるわけで、支給制限がされる、いわゆる支給しないということがございますけれども、返還についてもそれを準用していくような方向で、条例改正までかどうかわかりませんが、条例改正を含めて検討する必要があるかなというふうに思います。

○議長（岡崎純男） 10番中山議員。

○10番（中山研心） わかりました。

特別職の場合、その地位と権限は一般職に比べて格段に大きいものですから、高い倫理観が求められるのは当然のことです。ぜひ、特別職の地位と権限を利用して私腹を肥やしたり不正を働いたりした場合には、きちんと返還がさせられる、それは例えば金額の多寡にかかわらず、刑事罰としては禁錮刑にならなくても返還を求めることができるような規定に運用できるように。もし必要であれば、条例改正も視野に入れて、今後検討をしておいていただきたいというふうに思います。

次に、特別に誰を指してであるとかどの件でということではありませんので、一般論としてお答えをいただきたいのですが、直属の上司が不正を働いた場合、それを補佐する立場にある者の責任についてどう考えるかについて市長にお伺いをいたします。その不正を知り得る立場にあって、とめなければ共犯者として同罪でありますし、知らなかったとすれば無能だと言えます。いずれにしても、その責任は免れないと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） その上司の不正ということが明らかにわかっている、それが根拠づけられて明らかであるということを知っていて何もしないというのは、それも同じような責任を問われることになろうかと思えます。それを知らなければ、そこは罪にはならないというふうには思いません。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 10番中山議員。

○10番（中山研心） わかりました。私の後段に言った、それを知らないということが無能ではないかということについてのお答えにはなっていないというふうには思いますが、なおその責任の範囲がどこまで及ぶかについては、職務の倫理規程等に照らしてそれが社会通念上適当なものであるかどうか、そういう判断も必要だろうと思えます。ただ、少なくとも、密接にその職務を補佐しなければならない立場の者が知らなかったということについては、ちょっと違和感を感じると思います。職員に不祥事があった場合、その上司である係長とか課長補佐、あるいは課長が監督不行き届きで処分の対象となりますけれども、逆に、それを知り得る立場にあった部下という者も、処分の対象にされなければならないのではないかとこのように考えますが、総務課長、いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 非常に、場合による場合もあるかというふうに思いますけれども、知り得ることが可能なという場合には、庁内でございますが懲戒審査会がございますので、その場で協議をして決定していきたいというふうに思います。

○議長（岡崎純男） 10番中山議員。

○10番（中山研心） よろしくお願いをしたいと思います。

昨日の今西議員の質問、あるいは先ほどの西岡議員の質問に対して、市長は今現在進行形で起きていることについて答弁は差し控えるということで、お二人に対してそれぞれ回答がありました。現実には、行政書類が警察に押収をされる、職員関係者がだんだんに事情聴取を受ける。幾ら隠しても職員は知ってます。議会のこのほかのメンバーも多分ほとんどの方が知ってるだろうと思います。そういうときに、正しい情報がきちんと伝わらないことによって、さまざまな臆測を呼んで情報が錯綜しております。職員も不安な気持ちで、例えば庁舎の耐震であるとか、あるいは給食センターであるとか、あるいは某園芸団地であるとか、さまざまなキーワードが乱れ飛んでおります。関係のないことがこの話の俎上に上るとすれば、それはそれで迷惑な話でありますし、ここは確定的なことではなくても、今現にこのことについて疑惑を持たれておるけれども、私どもは組織としてその疑惑の解明には全面的に協力をしますよ。そして、新生平山市政として、うみがあるならそれは出し切ってきちんと生まれ変わっていくんだ、そういう意思の表明をすることが組織の信頼につながるのではないかというふうに思っております。ぜひ、職員の不安を払拭し、仕事に対する自信を回復させるためにも、早い段階で丁寧な説明がなされるべきだと思うわけですが、それについてはどうお感じになっておりますでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほど西岡議員の質問でもお答えいたしました。この後どういうふうになっていくのかというのがわかっておりませんし、私自身その内容も把握しておりませんので、お答えをすることを差し控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 10番中山議員。

○10番（中山研心） 今この場で答えという話じゃないんですよ。市のトップとして、どうなっていくかはそれはわからんろう。けど、何に疑惑を持たれて調べられゆうかぐらいのことはわかっちゃうはずですよ。それを、やっぱり疑惑はあるやったらあるで、きちんと全て協力して明らかにしていくよ、そういう組織としての自浄作業というものは、ほかから多分見られ

ているんだろうと思います。そういう意味で、今の答えやったら、できるだけ知らんやったら知らんままにしちよきたいとか、できれば捜査当局にもこれ以上踏み込んでもらいたくないみたいな印象を受けたんで。ぜひそこについてはそうじゃなくて、きちんとみずから進んで、組織の問題があるやったら問題があるで、これからの改善につなげていくということで取り組みをしてもらいたい。これ、答弁要りませんけども、早い段階で、職員、議会に対しては説明をお願いしたいということで、お願いをしておきたいと思います。

次に、なんこく空の駅事業についてお伺いをいたします。

この事業は、平成20年度に創設されました提案型の補助事業である内閣府の地方の元気再生事業に応募して、なんこく空の駅事業として平成21年度から実施されるようになったものであります。内閣府の地方の元気再生事業、初年度の平成20年に応募して不採択となっていた空の駅事業のプランを一部焼き直して、翌年、再度応募して採択されました。初年度、国の補助金2,218万7,452円を含む4,051万2,000円が補助金として支出をされました。この事業は、取り組み成果を検証するための事業評価を実施し、継続して地方の元気再生事業を行おうとする場合は2年目の適否を判断するものとされていましたが、成果なしと見なされ、1年で打ち切りとなりました。

しかし、南国市は2年目以降も市単独で補助制度を維持し、平成22年には2,000万円、23年度に998万円、以降860万円、780万円と続いて、平成29年に880万円、9年間の合計で1億1,986万1,000円を補助金として支出しています。それ以外にも、平成24年度からは四方竹の仕入れのために運転資金として短期貸し付けを繰り返し、平成27年度からことしにかけては毎年1,400万円の貸し付けを行っています。平成21年3月に内閣官房地域活性化統合事務局が出した地方の元気再生事業の要綱を見ても、そのトップに、持続可能な地域活性の取り組みを進めるためとの記載が見えます。事業開始から9年目にして880万円の補助金を受け取り、商品原材料費の仕入れ資金すら手当てできない事業が、果たして持続可能な地域活性の取り組みと言えるのでしょうか。市長の御所見をお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） なんこく空の駅推進協議会は平成21年に設立したところでございまして、事業を開始し本年で9年目を迎えているということでございます。設立時には、協議会内に空弁部会を初め8つの部会を設けて、食育の取り組み、また農産物の加工品開発、ブランド化により、南国市の魅力発信を行ってきました。その後は国費が打ち切られたこともあり、事業規模を縮小して、現在は四方竹商品を中心とする外商部門と空港内への店舗、なんこくまほらを

運営しておるところでございます。議員が言われますように、設立時を除きますと毎年800万円から900万円を協議会に対して運営補助金として支出しておりまして、これに見合った効果が上げられているか、またこの取り組みが持続可能な取り組みと言えるか、ということであります。

まず、なんこくまほらにつきましては、道の駅南国とあわせて市のアンテナショップとして位置づけ、市内事業所を中心とした商品の取り扱い、またテストマーケティングの場としても運営が行われました。しかしながら、空港ビルからのテナント料として年間約400万円の費用を要し、また営業時間も航空便の利用に合わせての長時間営業となっていることから人件費等も膨らみ、それを店舗売り上げでは賄えない状態となっております。また、外商部門につきましては、四方竹商品を中心として商品を県内外へと販売しております。その売上額も年々上がってきてはおりますが、これも黒字までには至らず、市からの運営補助金、貸付金によって賄っている状況であります。

そこで、費用対効果とこれからの協議会の運営を考えた場合に、以前にも議会から御指摘いただいておりますとおり、協議会の経営、運営の仕組みとして無理が生じている部分もあり、今のままでは持続可能な取り組みとはなかなか言いがたいところがあると思います。これからの協議会運営のあり方につきまして、経営の専門家の指導も仰ぎながら協議会とともに協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 10番中山議員。

○10番（中山研心） ありがとうございます。

そもそも、空の駅って何ですか。道の駅には意味があります。例えば、中村に行く途中で、休憩のために南国に立ち寄ったら南国市の地場産品が置いてあった。南国市の特産品を知る機会になり、口コミで広めてくれるかもしれない。次は、南国市に観光に来たいと思ってくれるかもしれない。空の駅には、そんな効果は期待できません。沖縄に行く途中で高知にちょっくら立ち寄る人はおりませんし、初めから龍馬空港におり立つ人は高知に用事があって来る人たちです。空港のテナントに空の駅の看板を掲げる店があったとして、ほかのお土産物屋といかほどの違いがありますでしょうか。南国市をアピールするものになっているのでしょうか。アンテナショップとしての役割さえ十分に果たせてないように見えますけれども、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） なんこくまほらでの売上額は、平成28年度実績で約3,500万円でございます。市内からは個人事業者からの商品も含めて多く取り扱っておりまして、空港ビル内の他の土産店と比べて地域色の強い商品構成とはなっていると思います。しかしながら、南国市のオリジナル商品としては少ないところでございます。設立から9年が経過する中で、当初の目的であります商品のブランド化、南国市の魅力発信という意味では、その機能が十分生かされているとはなかなか言えない状況であるというふうには思います。このことから、現在、協議会と店舗の存続・廃止について最終的な詰めをしているところでありまして、近いうちにその結論を出したいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 10番中山議員。

○10番（中山研心） この件について以前にお尋ねをしたときに、西山前企画課長は、空の駅推進協議会にはテナントの経営にとどまらず、商品の企画開発や地産外商に資する販路の拡大等にも取り組んでもらっている、という御回答をなさいましたけども、ここに平成21年から29年までに空の駅推進協議会が開発したとされる商品リストがあります。既に販売を終了した商品を除き14品目、べにっこねえやん、にんにくぬーたんとドレッシング、オリジナルと言えるか甚だ疑問の米粉パン以外は全て四方竹の加工品です。四方竹の土佐煮、四方竹の水煮、四方竹水煮カット、四方竹ごはんの素、四方竹とかつおの旨煮。どっかのスーパーのお総菜コーナーで買えるようなものばかりです。これが補助金額1億1,986万1,000円に見合う成果品でしょうか。販路の拡大についても、販路の一覧を出してもらいました。どここの消防団に米粉パンを何個売った、こんなものが南国市の事業所の全ての底上げにつながっているのでしょうか。これなら、フードコンサルタントや商品企画プランナーに商品開発を成果報酬として委託したほうが、はるかに安価で魅力のある商品が開発できると思いますけれども、西山総務課長の御見解をお伺いします。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 空の駅事業につきましては、事業開始後、本市の農産物を加工して商品化、ブランド化して地産外商を進めると、で販路拡大を目指した取り組みということで始めてまいりました。その結果、四方竹につきましては、収穫、出荷期間が短いものを、長期間変色しない技術を取り入れて加工して長期間販売できるというように全国展開にもしてきたわけでございます。

しかしながら、この最大のコンセプトであります空の駅でございますが、これの経過をちょ

っと説明させていただきたいと思うんですけども。議員から御紹介がありましたとおり、国の地方の元気再生事業の採択を受けて始まったわけですけども、当初、平成20年度は農商工プラス大学連携という形で応募して、農商工連携で全国からは数多くの応募があつて、先駆性に欠けるというようなことで不採択になったと。平成21年度に、食育と空港ということを切り口にして空の駅というものを始めた。その最大のコンセプトであります空の駅、すなわち空港内のアンテナショップですけども、これが全体の経営に大きな重荷となってきたのも事実でございます。また、事業を展開していく上で、市内の農商工を初めとする各分野との連携の拡大も十分進まなかったということもございまして、新たな人材育成という部分も弱かったなというふうに思います。そういったところで、非常にその空の駅事業の経営改善につながってこなかったというふうに思います。単純に、費用対効果という点で申し上げれば、決して満足ができるような効果を生み出してきているとは言いがたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岡崎純男） 10番中山議員。

○10番（中山研心） 商品開発と販路の拡大にしても、これ、ここが売ってるものだけですよ。本来、南国市の事業者にとってみんながメリットがある、そういう取り組みであるならば、空の駅だけじゃなくて、ほかの市内事業者が空の駅のおかげで新たな商品を売ることができた、売り上げが伸びた、あるいは空の駅のまほらシンボルマークのおかげで、東京の百貨店に商品を卸すことができるようになった。そういうことがあつて初めて成果じゃないかと思えます。この米粉パンや四方竹の旨煮、お総菜みたいなものも、決してほかの事業者に対して波及効果のある取り組みではなくて、あくまでも自分ところの売り上げのための営業努力でしかないですよ。しかも、とても黒字が望めない、とんでもない赤字を毎年垂れ流すようなこんな状況で、とても今後も必要であるというふうには思われなわけですけども、同じ質問を松木課長と市長にもお伺いをしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） この補助金に見合う成果があつたかということの御質問でございますけれども、先ほど市長の答弁でもありましたとおり、オリジナル商品としては少ないということは事実でございます。ただ、外商部門の売上額につきましては、平成28年度の実績で約3,700万円となつておりました、うち約2,500万円が議員言われますとおり四方竹の関連商品の売り上げとなつておりました、外商部門の67%程度を四方竹の商品が占めておる状況でございます。この取引事業者につきましては、県内外で68事業者となつておりました、またこの四方

竹につきましては、南国市の生産量の約14%の量を原材料として仕入れをしております。特に、四方竹の仕入れにつきましては、10月10日前後の生産者からの出荷がピークになる時期に合わせて、この空の駅協議会のほうが大量に仕入れをしております、そのことによって単価の値崩れを抑えていると聞いております。このことだけが要因とは言い切れませんが、平成28年度の南国市四方竹生産組合の反省会資料によりますと、四方竹の1ケース当たりの平均単価は、平成24年度4,096円、25年4,108円、26年度4,248円、27年度4,584円、28年度4,889円と、年々高く推移をしてきておまして、平成28年度は初めて市の全体の売上額が6,000万円を突破したところでございます。また、四方竹の話ばかりになりますけれども、四方竹のポン切につきましても、市、農協を通じまして平成28年度に4.8トンを加工品として仕入れておまして、農家所得のアップに大きく貢献をしていると言えらると思います。また、ほかにも、ふるさと納税の返礼品としましてこの四方竹商品でありますとか米粉パンにつきましては取り扱いをしておりますし、本年4月に開催をされました第8回食1グランプリにおきましては、空の駅の四方竹肉巻きフライが優勝しまして、南国市の特産品としてのPRができたところでございます。このことから、商品の品数は決して多くはございませんけれども、一定の成果はあったものと考えております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今、企画課長が申しましたが、空の駅推進協議会の商品については平成24年度以降、四方竹商品が誕生して以来、四方竹がメインとなっているところでございます。四方竹商品については、確かに売り上げは伸びているところでございますが、原材料は県、園芸連を通じて購入ということで、商品の利益率は決して高いものとはなっていないところでございます。しかしながら、南国市の特産品であります四方竹の認知度アップ、また農家所得のアップという面では、貢献をしてきたというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 10番中山議員。

○10番（中山研心） 市内の四方竹の生産量14%を買い入れておるということで、いきなりこれがなくなったら確かに困るんでしょう。しかし、これが空の駅のあのテナントで運営する必要がありますでしょうか。この経営を、決算書も見せていただきましたけれども、一番経営の足を引っ張っているのは人件費とあそこのテナント料です。いろんな、もう既に販路を拡大してもらって、サニーマーケットさんや各小売店での取り扱いもしてもらっています。必ずしも、空

港でこのお総菜を売る必要ないんじゃないかというふうに思うんですよ。この大事な機能は大事な機能で、事務局だけがあって、それをその小売店へ取り次いでいくというような機能さえ残せば、これほどの毎年の赤字を垂れ流さずに済むと思うんで、そういうことも含めてぜひ御検討をいただきたいなというふうに思います。

この事業には、見直すタイミングが何度かありました。1度目は、国の補助事業が打ち切られたとき、2度目は平成26年度であったと思いますけれども、全員の議員が出席する予算の連合審査の場でこの事業に対する効果を疑問視する意見が多数出され、橋詰前市長は公式な答弁として、その効果を検証し事業の存廃も含めて見直しを行うと発言をされました。しかし、その後、行われた商工会議所や推進協議会関係者との会合で、空の駅の補助事業は来年度以降も継続すると勝手に約束をして、議会に対しては何の説明も行われませんでした。市長が議会に対して一旦は回答した中身について、違う内容に方針を変えたなら、どのような検討がなされこのような結論になったのか、丁寧な説明がなされるべきではないのかと思いますけれども、議会軽視だと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 空の駅事業について、橋詰前市長からそのように発言があったということでございます。事業の検証の上、廃止・存続いずれの判断をした場合でも、議会に対しては丁寧な説明をする必要があったというふうに思います。

空の駅事業につきましては、議員が言われますよう、見直すタイミングも何度かはあったというふうにも思うところございまして、私もこれをこのまま先延ばしにするということではきまませんので、近く判断をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 10番中山議員。

○10番（中山研心） 早急に見直しをなされて、来年度の予算の提案のときには何らかの形になるようお願いをしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 18番土居篤男議員。

〔18番 土居篤男議員発言席〕

○18番（土居篤男） あと残りの時間、12時までに済むかどうか、1問目がわかりませんが、私としては昼食挟んでやっていただきましたかったわけですが、一般質問を行います。

私が通告してありますのは、市長の政治姿勢、20市ほ場整備について、3自死調査について、4銃剣道について、5財界によるJA潰しについてであります。

以下、順次質問を行っていきたいと思います。

まず、市長の政治姿勢では、総合戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗ぐあい、どう成果を評価しているか。今、27年度から31年度までの5カ年計画で、ちょうど真ん中の3年目が年度を控えております。この時点で、どのような結果の評価をしているのかであります。そしてまた今後、目標にどのように到達していくかということについてお聞きをいたします。

総合戦略では、南国市の人口減少傾向にストップをかけ、南国市の市勢、市の勢いをつけていくことが目的だというふうに書かれております。私も、この計画はそのような目的だと思います。市の将来に向けて希望の持てる南国市の姿を創出するために、高知県とも連携し、地産地消から地産外商に向けた産業振興、集落を維持していくための中山間地域対策や交通ネットワークの整備、さらに働く場所を創出するための企業誘致や農業基盤整備、若者が安心して子供を産み育てることのできる少子化対策など、さまざまな角度からの課題解決の取り組みについて、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定すると表現をされております。そのために、市民、企業や関係諸団体、教育機関や金融機関、高知県や周辺市町村も含めて本市の目指すべき方向と目標を共有していただき、将来の展望を切り開くため、産学官民連携のもと、全力で取り組むとしています。

基本目標として、4つ上げております。安定した雇用を創出する。新しい人の流れをつくる。3若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる。4時代に合った地域をつくり、市民の安心した暮らしをまもる、を上げまして、それぞれの数値目標まで上げております。

そして、総合戦略の効果的な推進として、基本方針として、まち・ひと・しごと創生政策5原則の視点というものも表明をされております。1つは自立性、2つ目が将来性、3つ目が地域性、直接性、結果重視、この視点で取り組んでいくんだという計画でございます。また、この進捗管理体制もつくって、常に進捗を見ていくというふうに書かれておりまして、そのようにしているということも聞いたこともございます。

具体的な施策として、先ほど上げましたが、基本目標1として、安定した雇用を創出する。数値目標を一々上げますとなかなか時間が足らなくなりますので、農業新規就農者数、平成31年までに年間15人。工業では製造品出荷額、平成22年の793億円（工業統計調査）を1,000億円に、従業者数、平成22年の3,653人を4,000人に。商業では年間販売額、平成24年1,152億円を1,200億円に、従業者数、平成24年の4,141人を4,300人に。観光では観光客入れ込み数を平成31年までに2万5,000人増（主要4施設）というふうに数値目標まで設定をしております。これらが3年目になった現在、どのような到達になっているのか。また、今後どのようにこの

目標を達成をしていくのか。基本的方向として、農業の分野、工業の分野、商業の分野、観光の分野ということでそれぞれ細かい方向づけを行っております。

基本目標2の新しい人の流れをつくるという点では、数値目標として人口の社会増減、平成31年まで増減なしを維持する。県外、市外からの移住者、平成31年度までの5年間で20組以上にする。観光客入込数、平成31年度までに2万5,000人増（主要4施設）ということで上げております。これも、基本的な方向として、中山間地域等で人口減少に伴い増加している空き家を活用することによって移住を促進させる。本市に立地している大学、高等学校でさまざまな知識と技術を習得した学生や生徒の市外への流出を抑え、こうした人材の定住を促す環境整備に努める。観光の分野では、観光施設の知名度アップを図って観光産業としての基盤を整備し、観光従事者の創出と観光客入込数の増加を図り人の流れをつくり出すというふうに方向づけられております。

また、基本目標3では、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるということで、数値目標も示されております。合計特殊出生率、平成20年～24年の平均1.39人（厚生労働省の人口動態調査）を平成32年に1.58人にすると。それから、20代、30代の未婚率の減少とかその他いろいろ目標を設定をしております。保育待機児童、待機児童ゼロを維持する。こういう点で、どのような到達状況にあるかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、4番目の時代に合った地域をつくり、市民の安心した暮らしを守る、いうことになっております。数値目標としては、地域集会所耐震化、平成31年度までに20カ所を耐震化。集落活動センター設置、26年度の1団体を平成31年度に2団体にする。自治活動団体の組織化、26年度に15団体、平成31年度に全地区17団体にするというふうな目標を設定をしております。基本的方向も書かれておりますが、これは省略をいたします。

こういうふうに、非常に細々と創生総合戦略、これほど厚い冊子になっておりまして、非常に細かく決められております。よくこれだけ緻密に目標を設定したんだと。今ごろあなたは読んで気づいておられますかと言われそうなんですが、これやっぱりすばらしい計画だと思います。これがどこまで到達していますかと。それから、その掲げられた目標に対して今後どのように達成をしていくのか。まず、市長のほうにお尋ねをしたいと思います。

それから、先ほど述べましたようないろんな目標が動いていく中で、山間部では過疎が進み、小学校が複式学級化、山間部に限っておりませんが、大篠地域以外の区域では児童数が減少すると、そういう現象が起こっております。都市整備課はこの計画にどのように関わっていくのか。この総合戦略を充実させるために、どのような都市整備の方向を考えているのか。

これも、お聞きをしておきたいと思います。

2つ目に、十市のほ場整備についてであります。

昨年の12月議会で私が質問をしまして、区画整理事業後の土地の変動が著しく、非常に収量が普通より極端に低いと。通常は8俵前後は1反当たりとれるであろうと、それが普通だというふうに考えられておりますが、それが1ヘク、2ヘク耕作をしまして、全体として反当6俵ぐらいしかとれないと。そういうふうな、非常に田んぼとしてはよろしくない状況に変形しております。これが何とかならないかということで質問をしておりますが、現時点では前建設課長の答弁では、財源として、国・県の補助事業の導入は見込めないため単独事業となりますが、土地区画整理事業、工業団地整備事業の残土利用などを含めた対応策を検討し、耕作への影響を最小限に抑えられるよう支援していきたいと考えておりますと。対応策を検討し、支援していきたいと考えておるといふ答弁なんですけど、どのような内容を検討して支援してくれるのか。土が出るけえ持っていっちゃあよというだけの話なのか、具体的に工事までやってくれるのか、これを具体的にお聞きをしたいと思います。

先ほども、市内のほ場整備事業の進捗状況など問われておりましたが、稲生の説明会に行きましても、十市のほ場整備の後が地盤が変化をして非常に悪くなっちゃうが、ほ場整備してあんなになったらどうしてくれりゃあという質問が出ておりました。そういう人の不安に応えるためには、やっぱり十市のこのほ場整備の変化、まともな田んぼにならなかった。後で工事が完成したときにはいいわけなんですけど、地盤の関係で非常に悪いほ場になった。これを、また手だてをとって行政も支援をしてきちっとやるのが、今後の南国市のほ場整備がスムーズに進む第一歩になるのではないかと。十市をほたくったらよそもなかなか、もう嫌ぜよという話が出てくると思います。

そこで、国・県の制度がないという答弁でしたけれども、去る11月22日に県東部農業振興センターから担当課長がまいりまして、ほ場整備後の事後調査に見えました。改めて集積率を見てもみますと、66%程度になっております。そのときにお聞きをしますに、ほ場整備後の異常な地殻変動の高度の変動の修正工事が国の制度にあるというお話でした。ただし、地元負担はありますよということです。これを確認の上、南国市がかかわって修正工事に着手ができるのかどうか。着手することを検討を願いたいと思います。

次に、3番目の香長中学校の生徒さんの自死調査についてでありますけど、詳細調査報告書で毎学期行っている学校生活アンケートは、聴取調査への移行を踏まえ、記名調査で行ったとありました。調査の項目の内容は、指導記録等の収集確認、学年間引き継ぎ資料、平成27年度1

学期学校生活アンケート、成績記録、通知表、指導要録、もう一つの通知表、これは自己評価のようですが、出席簿、アンケートの結果及び学級支援ノート、学校図書貸し出し履歴、小学校から中学校への引き継ぎ資料、夏休みの宿題一覧、教職員の指導記録簿、その他学校に保管されていた個人の学習ファイル。

2つ目に、当該中学校の全教職員に対する聞き取り調査を実施をしたと。南国市教育委員会が9月4日から5日までに全教職員56名の聴取をしたけれども、積極的に周りとかかわるような姿勢は見られていなかったなどを確認をしたと。そして、新たないじめやトラブル等に関する内容は確認できないというふうに報告されております。

3つ目に、生徒へのいじめアンケート、これは記名式を9月8日にやっております。聞き取り調査への移行も踏まえ、記名式で行ったけれども、いじめやトラブルは確認できなかった。御両親に対する聞き取り調査もやったと。調査専門委員会の詳細調査及び審議等の経過では、子供に自死の事実を伝えるアンケート調査これが、保護者会にて今後の調査の説明を行いまして、こういうアンケートをやりますよということを、これを記名でアンケート調査をやっております。9月30日に開催をしております第1回調査専門委員会におきまして、子供に自死の事実を伝える調査の実施方法や、内容調査結果の取扱方針を決定し、10月2日にアンケート用紙を配布し調査を行いましたとあります。アンケート用紙は、依頼文書、保護者の調査協力承諾書、アンケートで構成し、アンケートの内容は次のとおりと。アンケートの内容は読み上げませんけれども、生徒さん自身がいろんな知っていることがありますかとか、いじめてるところを見ましたかとか、いろいろそういう内容です。この調査の結果、必ずしも全員からアンケートがきちっと返ってきたわけではありません。アンケートが全員から返ってきて全員の調査をしたと、こういう内容にはなっていないと思います。

そこで、私が問題にしたいのは、記名の生徒へのアンケート調査について、個別に審議をして自死の原因や要因の解明につながる可能性がある内容であると判断した回答について、聞き取りの内容や方法等についての方針を決定して実施をしましたと。個別調査対象となった生徒には、保護者の同意のもと、調査専門委員や南国市教育委員会の指導主事が家庭訪問等や電話による聴取を行いました。個別調査によって出てきた内容についても同様に審議して、第4次調査まで行いましたというふうに報告書に書かれております。

ここで、私が、記名調査にして目にとまった回答については、調査専門委員、あるいは南国市教育委員会の指導主事、立派な大人が中学生の15未満の13、14、15歳の精神的には思春期と言いますか、必ずしも肝が据わっていないこういう生徒に対して、大の大人の教育委員会の指

導主事が、あるいは弁護士のいかついおんちゃんが、あるいは医師の何々さんが、あなたこのアンケート本当ですかと聞いたら、本当のことをなかなかよう言わんと思います。学校教育次長に聞きましたら本当のことを言いますと言いますが、私は言わないと思います。なぜなら、そのいじめは僕は見ました、本当でしたと言うたら、自分がそのいじめたほうのことをばらしたということになるきね、これも一生抱えにやいかんき、見たことを正直に言うたら。やっぱり、そういう点で、私は本当のことを言いづらかったであろうということで、この調査自体にはそういう点で自死につながるようないじめはなかったというふうに結論づけておりますが、私はそこにやっぱり少し判断の間違ひがあるのではないかというふうに感じます。改めて調査をせえと言いましても、もう時間も経過しておりますのでなかなか難しいことだと思いますが、私はそういう点を指摘をして、もっと調査すべきではないかというふうに思います。この点をお聞きをしたいと思います。

4番目に、銃剣道についてであります。これは以前から銃剣道を中学校の指導で取り入れていかということは何回も言いましたので言いませんが、私は銃という名前のつくものを中学生の生徒に、鉄の銃ではありませんけれども、木製の銃なんです。それを持たせていかというふうに聞きましたが、その答弁がなかったように思います。やっぱり、子供には銃と名のつくものを持たしてはいけないと私は思います。どのようにお考えでしょうか。

5番目に、財界によるJA潰しについてと書いてありますが、まさにどぎつく書いてありますが、実際は本当にもうどぎついもんです。この農協の組織も腹をくくったか知らん、日本農業新聞で特集をして農業者に配ったりしております。これによりますと、農協に対して、総理大臣の諮問機関である規制改革推進会議というものが、農協へのいろんな介入を表明をしました。農協のほうは民間への不当な介入だ、協同組合の自主自立を侵害する、TPPに反対をするJA潰し、このような全国からの組合員やJAグループから批判を受けながら、規制改革会議は平成26年5月にJAの信用事業の譲渡、准組合員の利用規制、中央会の廃止などの内容を盛り込んだ提言を公表しております。これらの意見も踏まえた改正農協法が平成28年4月より施行され、JAグループは徹底した自己改革に取り組むこととしておりました。ここで既に、規制改革会議の提言を取り入れて、政府、総理大臣が了解をして、改正農協法を国会議員が賛成をしてつくらせたわけです。しかし、28年11月には規制改革推進会議が再び農協改革に関する意見を公表したというふうにこの新聞へは書かれております。全農の委託販売の廃止、生産資材購買事業の新組織への転換、信用事業を含むJAの半減など、JAグループの事業を根幹から揺るがして、JA組織の解体を意図する暴論を公表したわけです。

ちなみに、この規制改革推進会議のワーキンググループ委員というのが、座長が金丸恭文、フューチャー代表取締役会長兼社長グループCEO、ちょっとローマ字になると私もわかりませんが、座長代理が飯田泰之、明治大学政治経済学部准教授、委員、野坂美穂、多摩大学経営情報学部専任講師、長谷川幸洋、東京新聞・中日新聞論説委員、林いづみ、桜坂法律事務所弁護士、以上5人が規制改革推進会議の農業ワーキンググループの委員のようです。農業関係の研究者等はありませんね。経済学部准教授、経営情報学部専任講師、東京新聞の論説委員、法律事務所の弁護士なんですから、農業協同組合等の農協の果たしてきた戦後の役割等について農民の立場に立って考える人が一人もいないと。こういう規制改革推進会議が答申を出して、安倍内閣が受け入れて、それで東大出の官僚がいっぱいおる農水省の役人が法律をつくと、こういう仕掛けになっておるようです。話が少しそれますが、ほとんどの官僚群というのは東大出だと思います。私の知人のいとこの子も、前にも言うたかもしれませんが農水省におりまして、最後は井関農機で天下っておりました。法事なんかのときには、私は父親とも同席しますので、農水省は百姓の見方よのうと言うたら、そうじゃおかと言うたそうです。やっぱり、東京大学というのは、東京帝大を明治維新がつくったときに、国民を管理するに役人が欲しいと。どうも刀を差して気張りよった連中を役人にしても役に立たんから、東京帝大をつくったわけです。その影響が、例えば法学部つくる、その影響が今の最高裁の判事とか全部影響しているわけです、国民を管理するという官僚群をつくったその東京帝大の流れを。東京大学に今、名前変わってますが。やっぱり、そういう姿勢をずっと引き継ぎながら、裁判官になり、農水省の役人になりというそういう性格を持った官僚群がおるわけですから、必ずしも農業協同組合、なかなか戦後、農民を守るために頑張ってきたねと。これから先もっと仕事を充実させちゃおと、そんな人は一人もおりません。この改革推進会議の構成委員は首相に任命権があって、先ほども言いましたようにJAの組合員・農家は就任をしておりません。また、議事録にない意見が提言内容に盛り込まれるなど、現場不在で不透明な議論が進められているというふうにご農業新聞には報告されております。

なぜ、このような農協改革と称しながら農協潰しが行われるかということなんですが、日米グローバル企業の存在があると書かれております。彼らは規制改革推進会議に在日……。

○議長（岡崎純男） 土居議員が今質問中で済みません、ちょっと。時間は十分ありますので、あと質問の時間が5分程度であれば継続してやっていきたいと。もう少し時間が要るようであれば……

（「かかる」と呼ぶ者あり）

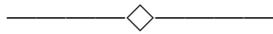
午後、食事をした後にゆっくり質問してもろうたらいいと思いますので、昼食に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

昼食のため休憩をいたします。

再開は午後1時であります。

午後0時6分 休憩



午後1時 再開

○議長(岡崎純男) 休憩前に引き続き会議を開きます。18番土居篤男議員の、今まで32分たっていますので、質問を引き続きお願いします。

○18番(土居篤男) 質問の第1問を再開いたします。

いろいろ言うたらわかりにくくなりますが、簡単に言いますと、全中を株式会社化せよと。株式会社になったら、株の買い占めで経営が乗っ取れるわけですね。農協の経営を中央で乗っ取っていくと、こういう狙いがある。それから、信用事業と共済事業、金集めと保険を切り離せと。金集めた保険は我々財界の金融業界に任せろと。郵政の民営化やったときと一緒にです。あの金を俺らにも利用させということで、郵政の民営化をやった途端に、郵政が集めた金、何やら保険事業で集めた金を投資枠をふやしたわけ、株式投資を。5,000億円損したとかいう報道を覚えてますが、それと同じこと。農協が扱っている金と信用事業で扱っている金を俺たち民間の企業がやるんだよと、農協がやることないと。これが狙い。郵政の改革のときには、郵政が集めた金へ懐へ手を突っ込んでこれを市場で利用させてもうけると、これが狙いです。今度は農協の懐へ突っ込んで、引っ張り出して、それを我々の市場でええようにやって利益を上げていくと、これが狙いです。滋賀県の大学の先生、増田先生も言ってますけど、もうこれ一々読みませんが、端的に言えば株式会社化で農協を乗っ取ると。絶対にこれはやらせてはならんということで、農協も頑張っているようです。テレビでも、自民党の議員がちょっと取り上げているところをちょっとだけ見ましたが、あんまりじゃないかということを書いてました。

それで、執行部にお尋ねしたいのは、農業協同組合というのは農民の組織であって、農家組合員の大型農業をやる人だけではなくて小さい農家、山間部の農家も援助をしながらお互いに産業を支えていく、その中で生きていこうというのが農業協同組合だと思います。こういう攻撃をどのように認識しているか。農業に対してどのような心構えで支援していくか、対応していくか、お尋ねをしたいと思います。こういう農協攻撃をどのように捉えているかということ

ですね。それと、農業に対してどのような思いで農政を進めていくかということをお尋ねをしたいと思います。

以上で第1問を終わります。割と簡単に済んだ。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 土居篤男議員の総合戦略についての御質問にお答えいたします。

平成27年9月策定の南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成31年度までの5カ年の計画でありますので、本年度が中間年となっております。議員の皆様方には、本年4月に総合戦略の平成29年度改訂版とあわせて、各事業の年度ごとの実績と評価について記載したシートを南国市行政計画審議会での審議を得た上で配付させていただいたところです。各事業の進捗につきましては、既に目標値に達し、目標を上方修正した事業もあれば、逆に目標の達成が厳しい事業もあります。例えば、県外・市外からの移住者数は、年度ごと実績は伸びており、平成31年度の目標値を20世帯から40世帯に上方修正いたしました。一方で、企業誘致に伴う新規雇用者数は、（仮称）南国日章工業団地への誘致企業による雇用も見込んだものでありますので、現時点の達成率は低い状況となっております。

議員からの御質問の趣旨は、この総合戦略に掲げています、本市の目指すべく方向、「若者が希望を持ち、誰もが安心して暮らすことのできるまち」にどのように結びつけ、効果を上げているかということかと思えます。

総合戦略には、4つの基本目標を掲げ、そのもとに具体的な事業を掲載していますが、各事業が単体で効果を上げていくのではなく、各事業の相乗効果として目標が達成できるものと考えており、本市の総合戦略は本市の地理的特性や県の産業振興計画ともリンクして、特に基本目標1の雇用に重点を置いたものとなっております。総合戦略の効果につきましては、この戦略以外の要因もあるとは思いますが、人口ビジョンの推計人口とその時点の人口を比較することで効果の一つをはかることができると考えています。本市の本年10月1日現在の住基人口は4万7,841人であり、人口ビジョンの人口推計から試算しますと、本市独自の目標推計では4万7,352人となっておりますので、人口につきましては目標推計を上回っている状況であります。本市の人口は平成17年の国勢調査時の約5万人をピークに減少し続けており、現在の人口ピラミッド構造を、経済活動を支える生産年齢人口を増加させ、さらに将来にわたって継続させ年少人口をふやしていく構造にしていくには、相当の期間がかかると考えます。この総合戦略以外にも、事業期間が長期となります都市基盤・農業基盤の整備などにも総合的に取り組ん

でいくことでその効果は上がっていくことと思いますので、総合戦略に掲げた事業を着実に実行していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

〔若枝 実都市整備課長登壇〕

○都市整備課長（若枝 実） 土居篤男議員さんの総合戦略についての御質問にお答えいたします。

総合戦略と都市整備課がどのようにかかわっているかという質問でございますが、南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に、新しい人の流れをつくるの施策の一つといたしまして移住の促進がありますが、本市でも周辺地域や中山間地域の人口減少と高齢化が進行する中、空き家が増加しております。その増加している空き家を利用する取り組みといたしまして、本市が空き家所有者から10年間定期借家し、リフォームした後、公的賃貸住宅として移住希望者等に賃貸する取り組みを実施しており、本年度は市外から2組の移住がございました。また、人口減少に歯どめをかけ、集落の維持のため、市街化調整区域内においても空き家の利活用や住宅が建てやすくなるよう、市街化調整区域の立地基準の緩和にも積極的に取り組んでおります。

それから、基本目標4時代に合った地域づくり、市民の安心した暮らしを守るの施策の一つとしまして、昭和56年5月31日以前に建築された住宅につきまして、住宅の耐震化を支援し、耐震化を促進する取り組みを実施しております。平成28年度は耐震診断167件、耐震設計100件、耐震改修工事89件、コンクリートブロック塀耐震改修4件を実施いたしました。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

〔西川博由建設課長登壇〕

○建設課長（西川博由） 土居議員さんのほ場整備についての御質問にお答えいたします。

昨年12月議会において、十市ほ場整備地区は泥炭層が厚く存在し沈下をするため、土の確保に苦慮されていることについて、残土利用等の支援策を検討するとお答えしておりました。建設課といたしましては、国・県の補助事業及び単独事業により、ほ場の地盤改良の対応をしていなかったため、公共事業での残土利用が可能などころがないかの声かけをしております。来年度、工事計画で残土の協力を得られそうな箇所がございますが、具体的な時期、数量等が確定後、地元と協議をしたいと考えております。

なお、議員の言われました事業につきましては、申しわけありません、内容について把握できておりませんので、今後、農林水産課を含め協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 教育長。

〔大野吉彦教育長登壇〕

○教育長（大野吉彦） 土居篤男議員さんの自死調査についての御質問にお答えいたします。

重大事態直後の特別な状況でありましたので、子供の心理や医療的な側面からも、専門的な立場からの見立てを行いながら調査が行われたものと考えております。また、詳細調査に至っては、本人、保護者からの承諾をいただいて調査を行っていること、個々の調査内容については個人が特定される情報は公開しないことを条件に調査が進められており、一人一人が誠心誠意に御協力をいただけているものと考えております。

以下、次長より御答弁申し上げます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

〔竹内信人教育次長兼学校教育課長登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 土居篤男議員さんから、銃剣道についての御質問がありましたので、お答えをいたします。

銃剣道につきましては、これまでの議会でもお答えをさせていただきましたが、日本銃剣道連盟は、古来伝統武道の真髄を継承しつつ、全く新しい目標に向かって競技会を主体とした近代的スポーツとして再出発したものであるというふうに答えております。また、土居議員さんからは、銃とつくものを中学生に持たせてもよいかという御質問がありましたが、この競技につきましては銃そのものを持つものではありませんので、そういったところでは危険も少ないというふうには考えております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 副市長。

〔村田 功副市長登壇〕

○副市長（村田 功） 土居篤男議員の J A 組織改革の御質問にお答えいたします。

現在、多くの単位農協は、経済事業の赤字を信用事業や共済事業で補填するスタイルになっております。そして、信用・共済という金融事業の利益をもたらしている主な顧客は正組合員とともに准組合員です。戦後、農業従事者が減り続ける環境下でも、農協の金融事業が拡大していったのは、正規組合員ではなく准組合員の増加に負うところが大きくあります。

農協の存在意義とはと考えたとき、農協はこれから就農する人や既に就農している人の農機具や農薬、肥料などを販売するとともに栽培方法等の営農指導も行う、日本の農業を推進する組織です。その組織に対して、准組合員の占める割合や独占禁止法に抵触するなどの批判の矛先を向けることで、これまで培ってきた地域との連携を断つ。このことにより、全国に展開する単位農協の持つ市場を開放し、国内だけでなく外資系金融機関等にも門戸を開こうとしているのが今の構図ではないかと解釈しております。

これまで、農協は小規模農家を支援・保護してまいりましたが、今、政府は農業の大規模化を推進しております。私は、農業就業人口が減少する中で一概に大規模化を否定するものではございませんが、大規模化に極端にかじを切った場合には必ず小規模農家・家族農業が急速に淘汰されると思います。集落で農地を守る手段としての大規模農業の必要性とともに、販売農家でない自家消費農家の小規模農家や家族農業が共存する農村地帯でなければ、継続した農業はできないのではないかと考えております。その中には、農協という心強いパートナーが必ず存在しなければならないと考えております。今後も、ともに農業振興のために農協と協力してやってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 18番土居篤男議員。

○18番（土居篤男） それぞれ答弁がありました。市長に対して政治姿勢として総合戦略についてお聞きをしましたので、それぞれの課長からいろいろ努力している点もお聞きしたいわけなんです。やっぱり、この南国市で子供を育てて、小学校へやって中学校へやって、あるいは私学へやって、大学、県内とは限りませんが大方が県外の大学へ行って、南国へ帰ってきてても仕事がない、こっち帰ってきてても就職できない。全部育てた子供たちは、ほとんどが県外へ就職です。なかなか、子供たちを学校が済んで南国市へ定着させる、県内へ定着させるということ自体が非常に難しい仕事だと思っておりますが、いろいろこの総合戦略で上げた中で努力をする以外にないというふうに思います。

例えば、緑ヶ丘で最初からあそこに入ってこられた方とともに私も年を重ねてきておりますが、今ではあその宅地にはほぼ満杯に近いほどの人が住んでおります。私が若いときには、まだその方たちが子やらいしていました。子供が大学へ行って県外へ行って卒業すると帰ってきません。それで、緑ヶ丘で今度は子やらいする人が減ってきますので、十市小学校も減ってきます。そういう関係になっていますので、なかなかほんで高知県の人口をふやす、南国市の人口をふやすということは難しいことだと思っております。が、皆さんの知恵を集めてこういう総合戦

略、立てているわけですので、5年目標に対してあと2年間、ひと頑張りするという課長の方がおいでましたら、総務課長あたりに一つ代表して決意を述べていただけませんか。

それから、都市整備課長もいろいろ努力をしているというふうに言われました、空き家対策とか。ただ、よそから人を住宅買って入ってきてくださいというだけでもいかんと思いますが、香南市なんかでどんどん人がふえてるのは、多分安い宅地を供給する都市計画法の縛りがないのでどんどんふえてると思います。それをまねして、高知県内の若い方にどんどん入ってきてもらえとも言いませんけれども、やっぱり地方での空き家対策だけでなく、奈路とか瓶岩とまでは言いませんが、国分とかそういう北部地域の町でも安い宅地が供給できるような開発の仕方も一工夫要るんじゃないかと。県のほうは、都市計画課は中心部に宅地ができるところはいっぱいあるではないかと。それが満杯にならんのでほかの宅地を考える必要がないと、そんな表現をしますが、私はそれはそれでまた、確かにあいてますがあいてる理由があると。非常に中心部では高いと。人が入ってきにくいと。質問の趣旨とは違いますが、中心部が住宅が建てれますよという状況ではありますが、道路は今までのまま、せいぜい4メートルにしかないという程度で。住宅開発して人が入っている地域、歩いてみても立派な道路が6メートルぐらい通ってというところ、ありません、ほとんど。小さい消防車が入ったらすれ違いできんような道ばかりです。これで本当にこの都市計画があるかよというふうにふだんは感じてます。ほんで、町部は町部でそういう問題がありますので、やっぱり周辺部へ行っても空き家対策だけではなくて、ほかの方法で家が建築できると、安く宅地が供給できると、こういうことも都市整備課長には考えていってもらったらいではないかというふうに思います。

それから、2つ目のほ場整備なんです、国・県の事業を確認してないようなんですが、山田のあそこの県の担当部署のところへ行きますと、行って聞くだけでわかると思いますので、ぜひその国のほ場整備済んだところの後の修正工事ができるかどうか、確認の上、ぜひ早急に十市のほ場整備の変形をして大変なほ場状況になっている、それを修正する方針を立てていただきたいと思います。私も個人の耕作している田のどこを削るのか、下がっているのか、基盤が出ているのか、それを図面にして出してくれというて調査しましたが、図面に落とすのが面倒くさくて、なかなかできない仕事ですので、まだ手がついておりません。したがって、全体の工事量がどれぐらいになるというのはまだ示すことができませんけれども、既にそこまで工事内容については要望のある人は書面に出していただいておりますので、前向きに進み出したらそれも明らかにして予算の話にいけるんじゃないかと。もう、これは農林水産課長ではなくて建設課長がせないかんらしいですので、そちらの分担としては。ぜひ、建設課長もそこら辺

も早く対策を講じないと。今、国営ほ場整備で地権者の説得に行きゆうに、十市は後が悪うなって一つも直してくれんじやいかと。わしは嫌ぜよと、判つかんぜよという声もありますので、ぜひ十市は、ほ場整備の後いろいろ変化があったけど、それはちゃんと直すと事業があると、こういうふうな話に持っていかないかんではないかと思います。建設課長の決意をお伺いしたいと思います。

それから、自死調査なんですけど、いろいろ専門的によく対応してきたというふうな答弁だと思いますが、私はやっぱり一定の目撃したとかいじめを見たとかいう問題のアンケートに対しては、子供に会っていると。調査専門委員ではない教育委員会の事務局いっても多分教師の資格を持った方だと思いますが、その人が会うて、あるいは電話でとも書いてありますね。内容によっては電話で確認して構んと思いますが。それで果たして正直に言えるろうかという疑問が私には払拭できません。そういう点では、やっぱりこの調査が百点満点ではないと。で調査できてない件数もあると。そういう2点で、教育次長は本当のことは言いますよと言いますが、私は言わんでしょうと。水かけ論になりますが、これは何ぼ言うても結論出んと思いますが、やっぱりそういう疑問を私は持っておりますので。それを、ほんなら今後どういう調査したらそれが調査できるぜよと言われても、即座にこんな調査をなさいということも私は言うこともできません。

それから、銃剣道のことなんですけど、文科省のほうは古来の銃剣道というものを再出発させたと言っておるようですが、これは古来ではありません、銃剣というのは。フランスから銃剣で戦場で戦うこと、そういう方式を輸入して日本の軍隊にそれを持たせて、住民を交えた混戦の中で相手を死亡せしめると殺すということから出発した兵器なんです。古来の柔道、剣道とは違います。古来からある槍術とは違います、前にも言いましたが。剣道、やりというのは、昔は江戸時代以前は殺す武器でありましたが、江戸時代になってからそういう殺す武器ではなくなってしまったと。もう武道になってしまったと。ところが、銃剣道については明治維新以降の戦争とともに発展をしてきたと。古来の武道とかそういう代物ではありません。現に、自衛隊で銃剣術をどこまでやってるかわかりませんが、木の棒でやってると思いますが、自衛隊でやってる場合はやっぱり突きも入れる、喉を狙って突く、こういうことをやってると思います。ですからやっぱり、銃剣道そのものが自衛隊でそうやって訓練している以上、それはスポーツですよと、自衛隊が訓練してスポーツですよということはないですからね。やっぱり、とりわけ銃と名がつくと、金物ではないと言いますが、木製にしる銃と名がつくものを持たせていかと。昔は家庭に届け出していない銃があちこちにもありましたので、私もさわって撃った

こともありますが、危険な目に人を遭わしかけたこともあります。そういう点で、やっぱり思春期の十三、四、五歳の中学生に銃と名のつく、木製にしろ、持たすことはいかんというふうには私は考えてます。次長は銃そのものを持つものではないと言いますが、銃と名がついてますのでやっぱりよくないと。南国市でそれを採用するということにはなってませんので、考え方を確認するだけですが、やはりそれは採用すべきでないというふうに思います。

それから、JAの問題では、やっぱりなぜこれほどあからさまにJAの扱う金を俺たちにも扱わせると、そんなのは農協が扱うもんじゃないと、もう金目のものは俺たちがやるんだという姿勢なんですけど、やっぱり財界そのものにも今まで順調に伸びてきた経済活動の行き詰まりがあると。やっぱり人の懐をませっ返す以外に成長することを見出すことができないと、そういう行き詰まりであろうというふうにも思います。そうか言うて、行き詰まったき言うて農協が集めた金を俺たちが、おまえたちは退いておれということも、これも農業協同組合は農民の暮らしを守る、農民の経済を守っていくという目的でありますので、そうですかというわけにはいかんというふうに思いますし、商活動だけで農業者を相手に経済が成り立つかねというたらやっぱり決して、中山間の家族農業とか中山間地の農地を守っていくと、中山間地の暮らしを守っていく、人が住み着いていく、このことのためにはやっぱり農協というのは切り離せない。早い話が、山間部へ行ったらローソンなんか店出しても合いませんから、結局農協のお店屋さんしかない。ところが、山間部では農家組合員自体も減ってますね。農地もつくれる人がつくって、農業から離れてもう准組合員になって、その人はまだ生活しとりますからやっぱり農協のAコープへ買い物に行くと。それは准組合員が利用しゆうやないかと、それはけしからんと、こういうことを言うがですからね、でたらめですよ。ローソンは人の少ないところへは店出しませんから。浜改田へ出しても幾つも淘汰されたり、できたり消えたりしてますから、人の往来のあるところでも。もうけのないところは店出しません、ローソン。ですからやっぱり、農協の店は人口密度が少なくても店出して暮らしを守っていくという役割をしますから。准組合員の利用はけしからんと、こういう攻撃をほんとにためにする言いがかりだと言わざるを得ません。副市長からは、小さい農家も大事にして地域を守らにやいかんという答弁がありましたので、ぜひそういう視点を失わずに、これからも。よく言いますが、南国市の基幹産業は農業だとか言いますが、基幹産業らしい位置づけにして扱いをしていくと。もう、再度答弁は必要ないかもしれません、再度の決意を。まだ時間も24分あるようですので、御答弁をお願いしたいと思います。

以上で2問目を終わります。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 土居篤男議員のまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する御質問でございますけれども、これはもう皆さん御承知のとおり、目的というのは人口減少に歯どめをかけるものでございます。それに向けて、さまざまな事業を数値目標を一つ一つ掲げて取り組んでいるところでございます。産業分野とか民生分野とかいろいろありますけれども、残念ながら総務課の分野がないんですけれども、全体を目標に向けて実現できるように、総務課としても援助しながら取り組んでいきたいというふうに思います。以上です。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） 土居議員から決意という御質問がございました。その前に、少し十市のほ場整備についてお答えしたいと思います。

大変失礼なことですが、国営のほ場整備の説明会をする中で、確かに十市のほ場整備の後について、草だらけで汚いという非常に厳しい御意見がございまして。このお話を聞いて、当然、地権者の皆様から反対というか同意できないという御意見もいただいております。その十市のほ場整備の再整備について、建設課と情報共有ができてなかったことはまことに申しわけありません。なお、再確認いたします。ただ、私が藤村副市長のときに県の本課、基盤課に出向きまして十市のほ場整備の再整備についてお願いということで申し上げたときには、十市については当然、基盤が弱いことはわかっておったでしょうと、今さら言われてもということをや厳しく言われたことがございまして、余り当てにはしてないという思いでおっていただきたいと思っております。なお、確認はいたします。

そして、決意といたしましては、繰り返しになりますが、基幹産業というには生産額は余りにも少のうございまして、確かにこの広い香長平野を守っていくためには農業はなくてはならない産業でございます。農協とはパートナーとして、ともに農業振興のために努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 土居議員さんの決意についてということですが、ほ場について余り詳しくないこともあります。山田の中央東農業振興センター、県のところですが、その協力のほか、農林水産課とも一緒に地元の改良区のほうと一度お話をしたいと思っております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 18番土居篤男議員。

○18番（土居篤男） 教育次長からは答弁がありませんが、したくないかもわかりませんが、

ほ場整備につきましては、地元負担金も要りますよということは県の山田の担当課長からは聞きました。何%要るかも確認をしておりますが、その工事自体がどの程度の工事費になるのかも面積も確定してないしわかりませんが、税金を考えてみますと、十市のほ場整備の区域の62ヘクタールぐらいの、1反2,000円ぐらい払っていると思いますが、10反で2万円、600反で二六120万円、年間。5年で600万円も払うてないかな。ろくに米もとれんような田から、私の田なんか特に。いや、ほかにも言ってますよ。もう米がとれんき嫌じゃいうて担い手やるのは、という声もあります。5年で数百万円の税金も払ってるわけですから、個人の一部負担金を市が全部出せという意味でもありませんが、それだけの税金も納められているということであれば、地元負担金はちとばあやったら見ろうかねえと。十市のほ場整備は反当20万円負担をしました、これを5年間で払いましたので。今の国営は反当5万円ぐらいが説明会では言われています。そののが4倍もの負担金を負担をしたということで相当自腹も切った。おまさんらあ希望したきやったがじゃいかとさえそれまでなんです、やっぱりお金がかかった事実は事実ですので。ぜひ税金も払ってる、そういうことも含めまして、県にも問い合わせして、国の事業があればどれぐらい予算が要るか計算もして、市でやるのかやらんのか、ぜひ検討をお願いして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 6番西川潔議員。

〔6番 西川 潔議員発言席〕

○6番（西川 潔） 今議会、私のほうからは3件質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

まず初めに、今議会に提案の南国市の都市計画法の施行条例ということで質問をいたします。

先ほど来より、地方創生、総合戦略ということでの話が出てまいりましたが、人口の減少対策、雇用の確保、このようなこと、それから市の市勢の発展のため何が必要なのかということで、市長のほうに、そのための最重要施策というものは何かをお聞きをします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 西川議員の御質問についてお答えいたします。

私、今回8月6日就任の前の選挙活動の中でも常に言ってきておりましたが、働く場と住む場所の確保というふうなことで、その2つをまず第一に上げておりました。やはり、これからの最重要施策は雇用・定住施策であるというふうに思っております。

雇用の場としましては、現在、県・市共同で進めております日章の新しい工業団地造成、また蛸が丘のオフィスパークセンターということが具体的に今見えているところでございます。

また、定住につきましては、先ほど権限移譲ということもありましたが、何としても市街化調整区域の規制を緩めたいというふうなことで話もしてきたところでございます。市の中心部におきましては、都市計画道路高知南国線の延伸、南国駅前線の整備によりまして、都市機能、住環境を高めることで定住人口につなげると。また、周辺部は、今申しました市街化調整区域におきまして少しでも家が建ちやすいように、空き家が活用しやすいようにしていくということが重要な施策であるというふうに思っております。これからにつきましては、さらに進めていくために、やはりパブリックコメントをいただきました5月の時点の案に、できるだけ近づけていくように取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 私も先ほど市長がおっしゃったように、南国市の人口の対策、そしてまた雇用の場、南国市政を維持していくためには、この市街化調整区域の規制緩和、人を住めるようにする、企業が来れる、そういうことが今一番大事なことだというふうに思い、再三この席でも質問もさせていただいた、提案もさせていただいた、いうふうにも思っております。しかし、今度の新しく提案をしようとしている条例は、随分と当初の案からいうと大幅に後退をしているというふうに私は思うんですけれども。この中で特に集落内の狭隘な農地の開発、これは大規模指定集落とかいう一つのエリアの中の狭隘な農地の開発、このようなものができなくなった。もう一つは、また高速道路のインター付近の開発、特に、伊達野そして空港インターのところ随分と狭められたということがあります。出たんですけれども、この理由をお聞きをいたします、都計課長に。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 西川議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、既存集落内の狭隘な農地につきましては、開発許可基本方針（案）の策定作業開始時から本市といたしましても狭隘な農地も活用していくという考えを持っており、5月の当初案にもそのことを示してございましたが、パブリックコメント公表後、集落の維持の観点から、集落の維持に必要な人、サービス施設を集約させる拠点規模としては緩和範囲が広過ぎるのではないかといった意見があり、国・県と国の指針や高知広域の観点からの考えに隔たりがあったため協議・調整を行った結果、既存集落内及び大規模指定集落内の宅地、雑種地に限るとい

うことに至りました。

また、高速道路インターチェンジ周辺エリアにつきましても、5月の当初案では国道32号、55号、195号のそれぞれ道路境界から100メートル及びとさでん交通小籠通駅から半径500メートル以内を特定エリアとすることを考えておりましたですけれども、こちらもやはり公表後の協議におきまして緩和範囲が広過ぎるのではないかと、地区計画を優先させるべきではないかと、開発審査会の活用等の段階的な運用が必要でないか等の意見がございまして、協議・調整の結果、現在の南国インターチェンジ付近の半径1キロメートル区域内で、ただしなんこく南インターチェンジと高知龍馬空港インターチェンジについては、かつ国道道路境界から100メートルの範囲とするということとし、高知県開発審査会提案基準23号での運用とすることに至りました。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 5月に市民に対して公表まで行った後に、このような状態になったわけですけれども、公表までに至ったその時点で、少し担当課と南国市として当初案がスムーズに県や国に了解されるというふうに思ったのか。総括というものをしておかないと次のステップに行くことができませんので、どういうことが悪かったのかということをお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 当初案がスムーズに国や県に了解されると思ったのかということにつきましては、そのときにはそういうふうに思っておりました。といいますのも、本市が開発許可基本方針（案）の策定作業に入ったころ、ちょうど高知県より抜本的な規制緩和を行いたい旨の提案がありましたことと、新たに提案基準、高知県開発審査会提案基準第23号の策定の際にも県に積極的にかかわっていただき、協議・調整を重ねてきた経緯もありました。それから、権限移譲を受けている他市等、県の担当者と一緒に視察させていただいたことがあるんですけれども、実際に本市の5月の当初案と同様の立地基準を運用しておりまして、国に意見照会した際にも具体的な助言や反対意見はなかったということございまして、5月の当初案は実現可能というふうに判断し、国・県にも御理解をいただける内容であるというふうにそのときは思っておりました。しかし、西川議員の言われるとおり、我々の見通しに甘さがあったというふうに思っております。公表前にもっと国・県に十分に説明・協議を行い、調整しておくべきだったと反省をいたしております。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） この反省に基づいた次への取り組みということは、また後で質問をさせ

ていただきますけれども、まず集落拠点周辺エリアの中で狭隘な農地いうものを、平成29年1月1日時点の登記地目が宅地と雑種地でなければ戸建て住宅はだめだというようなものが、この規則でやられるということにはなろうとは思いますが、そういうようになってます。

少しここで、後の質問のために農業委員会にお聞きをしますが、その集落拠点エリアの中で、宅地、雑種地で登記地目がありながら現況農地、こういうものについての農地転用というのは農業委員会を通す必要があるか、農業委員会の局長にお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（土橋 愛） 西川議員さんの御質問にお答えいたします。

農地法では、農地であるかどうかの判断は土地の現況で判断いたします。土地登記簿地目が宅地、雑種地であっても、現況が農地として判断されれば、農地法第4条、第5条の転用許可申請が必要になります。

以上です。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 以上のような農業委員会の見解がございます。

そこで、平成29年1月1日に登記地目が宅地、雑種地、これはもうもとへ戻しようがないわけですが、私は登記地目というところが規則でうたい込むのにはおかしいんじゃないのかと。ここは29年1月1日であるとしても、現況地目で押さえ込む。そうすれば、狭隘な農地か雑種地かがその拠点エリアの中にあるわけですね。たら現実、そこが宅地か雑種地になっていますから、農業に及ぼす影響もなければ、ここで心配されている、そういうものがそこかしこ拡大していくというような心配も少なく済むと思うんですが。その登記地目にした、なぜ現況地目にしなかったのか。そうでないと、恐らく次の公表をまた行ったとき、こんなことすぐにわかることですから、大変それはおかしいことじゃないのかということにも私はなりかねないというふうに思うんですが、その説明をお願いをいたします。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 西川議員さんの言われるように、現況地目でやってはどうかということですが、これも担当のほうで重ねた協議した結果、やはり一番明確にあらわしているものとして登記簿の謄本があるということですが、一番わかりやすいと言いますか、ありましたので、登記簿の1月1日付というふうにした経緯がございます。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 登記地目でなくても税務課には、課税をした現況地目があるわけです。

過去何年かそういう形でやってきたというのがあるわけですから。わかりやすい登記地目というのも私も理解はできないわけです。実際、登記地目よりも現況地目のほうが影響がないし、試行的にもそのほうがいいというのは、私はそういうふうに判断をするわけですが。さまざまなことがございます。私はここで思うわけですが、そういうことも含めて、もう一考して、やっぱり一度この条例案というのをここで通すと、また今の45年からの都計法が今まで変えれなかったように、今変えれないものが2年後、1年後、5年後に変わるというふうに私は思えないんです。やはり、これは一定継続していて、そしてまたこの間の説明のときもありましたけれども、一定のそこの充足率だとかそこの動きを見て次のステップに行くというようなこともございましたけれども。一度どうでしょう、この条例提案というのを取り下げて、それが3カ月おくれろが半年おくれろが再提案をしてはというふうには思うんですが、どうでしょうか。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 今議会に上程させていただいております条例案につきましては、5月の当初案を県と断続的に協議・調整を経て策定した開発許可基本方針（案）を盛り込んだものとなっております、5月の当初案に比べますと確かに後退はしておりますが、市街化調整区域の立地基準はこれまでと大きく変わる内容となっておりますので、今議会に御提案させていただいております条例案につきまして御審議をいただけるようよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） いや私も、少しでも規制緩和ができていくということでは渋々賛成をしなければいけないのかなということも考えましたが、先ほど言いましたその登記地目にこだわるというようなところも含めて、どうも渋々賛成じゃいうのはないわけで、反対か賛成かになるわけで、非常に迷っているところでございますが。市長のほうは、その登記地目と現況地目の問題一つをとっても、どうも合理性に欠けるというふうに私は思うんですが、市長の見解も一つお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） その登記地目と現況地目というところは、担当課でもかなり検討したというふうには思っております。それについて今後、再提案ということでございますが、今回やはり何といたしても、宅地、雑種地というその登記地目、現況地目という面は、今までの検討の中で登記地目ということに絞らせていただいているということでございますが、空き家の

活用ということも非常に大きく緩和される内容になっておりますので、一旦はこれで条例を提案させていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 都計課長にお伺いいたします。

現況地目と登記地目でどのような問題があって登記地目としたのか、現況地目にしなかったのをお聞きをいたします、検討されたということですので。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 登記地目を現況地目にした場合どういう問題があるかということにつきましては、私は詳細にまだ把握してない部分がございますので、もう少し、どういう問題があるのかというのをちょっと精査、一度させていただきたいと思います。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 私は少し納得がいかないというところでございまして、私今度は総務委員会のほうへ属しております、これは産業建設の常任委員会のほうに付託をされるようなことにはなろうかと思いますが、しっかりその辺でもやっていただきたいし。まだあれもございまして、またその説明はぜひ聞かさせていただきたい、なぜ登記地目なのかと。現況地目というのは、税の課税台帳にも過去数十年の間そこがございますし、現況が農地ではないわけですから、そこにやるというのはこれから変えられるような状況がありましたら、ぜひそこは変えていただくというのが私はいいいというふうに思います。

また、質問でございますけども、この間の私どもの議員の説明会の中で、2年後にはこれを見直していくというようなことが話をされました。その中で、その調整区域の集落拠点周辺のエリアの中でどのような状況が起きていくかということについては、そこに家を建てたいという人がどれだけいるのかとか、建てたとかいうようなことを積み重ねていくというような説明がございましたが、私、そのようなことをどのようにして積み上げることができるのかというのが少しわからないところでして。こういう集落拠点周辺のところに人を呼び込むいうときには、その情報というものをこちらから出して、つまりここには住宅を建てることのできるよという情報を出して、建てたいという人の情報、建てたという実績を積み重ねていくというのが。初めから家が建たないようなところでどのような形でその情報を積み上げていって、次の制度の改正のほうに結びつけていくのかということではよくわからないところなので、その説明をしていただきたい。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 今回の条例を議決いただいてスタートさせていただくなら、これが終わりということではなく、今後これがスタートということで始まりの一步ということで、今後も5月の当初案に向けてスタート行くわけですけれども、その2年後に立地基準の見直しを検討していただくということを県にも言っていたわけですが、それまでの過程といたしまして、本市が開発許可の権限移譲を受けますと、当然そのことについては住民の皆様を初め、それからそういった土地建物取引業協会の関係の方々にも十分周知していただいて活用していただきたいというふうに思っております。その後、その市街化調整区域内に家を建てる場合、どういう立地基準を使って家を建設されたのかということがわかってまいりますので、またどこにおられる方が家を建てられたのかということなんかもわかってまいりますので、そういったものをデータで整理いたしまして、県とも随時勉強会を行って情報共有して行って、どういう傾向にあるのかとか、あるいは今回の立地基準が全然効果が出ていないということであれば、どこが原因なのかということを検証しまして、県とも協議してまいりまして、今回の立地基準が効果がないということになれば、当然、立地基準の見直しを検討していただいて変更は行っていけるというふうに思っております。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） そういうことで、やるということですので、それはそれで私のほうもそういうことを聞いたわけですが、次のその変更、緩和の、これについてはいつごろになるのか。また、今、私どもが言っているような形で、よりよい緩和がされるようなことが一定担保されるようなことが実際あるのか、見通しも含めてお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 本市としましては、当初パブリックコメントをさせていただきました5月案の実現に向けて、当然、県とは断続的にこれからも協議を進めていくわけですけれども、その進めていく中で一つ、市としましては、現在、高知県の開発審査会案件となっておりますそういった案件も、実績を積みれば条例化できるとなっておりますので、当然その中からも県と協議しまして早急に条例化できるものは条例化し、それから地区計画についても、今、県のほうの策定指針に従ってましますけれども、本市独自の地区計画の策定指針も作成できるとなっておりますので、そういったものも作成して、地区計画の利用も高めていく。また、一件審査なんかも活用して、5月案の実現に向けてやっていきたいと思っておりますけれども。そういったことでもなかなか効果があらわれないということがあれば、当然県とも情報共有して

いますので、こういう結果のため効果があらわれないということは県にもわかりますので、そのときには県も何らかの変更を行ってもらえるものというふうに、市としてはそんなふうに思っております。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） このたび出されたこの条例案というのは、私だけでなく多数の議員もちょっと落胆をしているところだと思うんですが。なるべく早い時期に、当初の規制緩和案に近づけるようなものにしていきたいという、市自体も、狭隘な農地にも家を建てさすようにと、当初からそういう思いもあったことも私も存じております。そこなところで、先ほどお聞きをしましたように、なるべく早くその改正をするような方向に持って行っていただきたいんですが、その見通しを、時期がいつごろになるのかということをお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） この間の議員説明会におきましては、2年という期限を区切って見直しを検討するという県からの回答があったんですけども。我々としては、遅くても2年と見ておりますので、2年を待たずこのままじゃだめだという状況であれば、当然、見直しの検討もしていただくように、県のほうには常に協議してまいりたいというふうに思っています。この状況が何も変わってないということであれば、少なくとも2年以内には変更はしなければいけないというふうに思っています。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 2年後に私はここにいるのかどうかわかりませんが、そのことに期待をいたしまして、この1問目の質問を終わります。

続きまして、2問目の質問、土地の評価と課税ということで質問をさせていただきます。

9月議会で私、質問の仕方が悪かったのか、その議会広報で、上倉、瓶岩なんかによくある山林化している農地への課税ということについて質問をしたわけですけども、どうもあの広報の内容は税務課長の答弁のほうが勝っております、正当な課税をしているというふうに皆さん受け取ったようでございまして、再度ここで質問をさせていただきますが。

上倉、瓶岩地区を中心に、多くの土地が現況と違う高額な、山林で課税されなければならないものが農地で課税をされているということで、その後どのように取り組んでいるのかということですけども。まずお聞きをしますのは、その農地が山林化をして高額な税金が課税されているという農地面積というようなものがどれぐらいあるのかということをお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 税務課長。

○税務課長（山田恭輔） 西川議員さんの山林化している農地の面積については、という御質問にお答えさせていただきます。

賦課決定を行いまして、納税通知書を送達する段階で、山林と判断できる地目につきましては山林として課税を行っておりますので、西川議員さんのおっしゃる山林化している農地の面積としては把握をしておりません。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 9月議会で私が幾つかの例を言って、例えば黒滝地区に農地のようなものはまずないのに、何ヘクタールかやられたと。私のふるさとの中谷というところでも、15ヘクタの農地課税がされていると。しかし、農済では5,000平米ぐらいしか農業共済は入っていない。私、あのときにこれは大変大きな問題だというふうな思いで提起をしたんですが、税務課が課長ですよ、これが非常に大きな問題だというふうに捉えていただくならば、いや、それは南国市全体で、特に上倉、瓶岩とか岡豊とか久礼田の山のほうの山あいのところの農地がどれだけ山林化しているのかなというのを何かの資料を見て、そこな面積を一定はじき出してどういうふうにしていくのかというふうに捉えていただくのが一番真摯な仕事のやり方だというふうには私は思って、恐らくこのことは調べていただけているというふうに思ったんですが。この問題については私はこういう高い税金を払っている農地が大変多くあるということを提起したわけですが、どのように受け取ってそのことをされましたか。

○議長（岡崎純男） 税務課長。

○税務課長（山田恭輔） 9月議会で御質問をいただきまして、そのような御質問をいただいたことを課内のほうでも提起をさせていただきました。その中で、大変その議員のおっしゃる現況課税と違う面があるのではないかということでございますけれども、この現況課税の把握につきましては、職員の見回りや各課との情報連携、そして航空写真等の有効利用などによりまして現況の把握に努めているところでございますけれども、やはり議員のおっしゃるとおり十分ではないところがございます。そして、そういったことを踏まえて、現況課税との課税地目が合っていない納税者の皆様には、申告によって御協力をいただきたい旨のお願いもして、現況課税の把握をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 課税の根拠になるのは、基準日が1月1日ですよ。そういうことになると、そういう問題が大きな問題だと、税務課がこれから取り組む課題だというふうに捉えるならば、もうこの広報あたりにも載せる必要もございましょうし。1回だけの課税通知をした

ときに、5月ごろですかね固定資産税の納入通知を送るのが、そのときに送るのではなしにその手前からやる必要が私はあるし、そこな辺の捉え方が少し弱いというか。この話は、実は、わやにすなよという話があるわけでした。何、そういうことになっちゅうのかとあるわけでした、そこな辺はいち早くやはり取りかかる必要があると思いますし。

それと、ことしが評価替えの年と言いましたか。で、どう言いますか定期的な課税をして、毎年毎年異動をかけて課税をしていくということは、これは言うたら担当は非常にすぐれた職員がおりますので、そういう普通の流れのことはやるんです。で私どもが提起をしたり、問題、課題を見つけるというのがやっぱり管理職やら係長、課長補佐の仕事でして、それを皆さんと共有をしてしまいをつけていくというのが大事なわけですが。この問題に取りかかれない、今、急いだ、土地に対する、これを今しなければならぬという課題が何かございましょうか。

○議長（岡崎純男） 税務課長。

○税務課長（山田恭輔） 具体的に申しますと、本年度、上倉地区、瓶岩地区を含んだ都市計画区域外の航空写真と重ね合わせる地番図のデジタル化を進めておりますので、そういったことが現況地目の把握にも役立っていくというふうには考えております。また、議員がおっしゃられたように、納税通知書は固定資産税につきましては5月の初旬に皆様にお送りをさせていただいております。固定資産税におきましては、地方税法のほうで4月1日から本市では第1期納期限まで縦覧期間といったものを定めまして、皆様の資産についての課税の明細などが事前にわかるようにというような期間も設けておりますので。その縦覧期間以外は閲覧料など手数料が必要なんですけれども、この縦覧期間中は手数料などは必要でございませんので、そういった縦覧期間があるといったことも、これまで以上にPRをさせていただいて、市民の皆様にご自身の現況が、課税をしている状況がどういった状況であるというのを見ていただいて、もしそれが違う場合であれば納税通知書の課税の変更、修正や更正などもかけていきたいというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 縦覧期間制度というのは、始まって私ももう20年ほどたったというふうに思っております。課税明細というの、納付書の裏には添付もされているとは思いますが、しかし、そのことでこのことが解消されていないじゃないですか。そういうことを繰り返しやり、そして広報へも載せ、やった後の話かもわかりませんが、今私は9月議会、今議会と、このことについて提議をしたわけです。それで、いうたら十分な取り組みをせずに、今後こういうものについて、もう見たらわかるわけですから、木が生えて10年、20年たったというよう

なところが出てきた場合に。例えばそこな個人のものが縦覧期間中に縦覧もしない、課税明細も見ない、そこな責任と、指摘をしたときに税務課がその調査を十分せずと同じような税金をかけていたというような場合のときの、例えば税の還付とかいうような問題はどのようにいたしますか。

○議長（岡崎純男） 税務課長。

○税務課長（山田恭輔） 固定資産税に限らず、全ての税目もそうなんですけれども、一度課税したものがそのまま変更ができないということではございません。議員さんのおっしゃるとおり、我々市が課税をさせていただいて修正や更正の必要が確認ができましたら、課税の変更決定を行いまして課税の変更をしてまいります。地方税法では、5年間の還付ができるようになっておりますし、本市におきましては南国市固定資産税過誤納金償還支払要綱といったものを定めておりまして、地方税法の5年プラス5年間の還付ができるといったような要綱も定めております。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） その税法で定められた5年はよくわかるんですが、このような場合、どちらに著しい過ちがあるか、僕は判断難しいところと思うんですが。税法を超えた5年間以上のものも還付をするような、私お答えだったと思いますけども、大丈夫ですかねそれは。

○議長（岡崎純男） 税務課長。

○税務課長（山田恭輔） こちらにつきましては、議会のほうでも決めていただいた要綱でございますので、そういう事実が確認できましたら、今まででもこの10年間の還付をした事実がございます。そういったことで、確認ができましたら10年間の還付はできるようになっております。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） この農地の山林でかけなければならないことをお聞きしましたけど、次は農地の評価額、これが実際の私は評価額の差ではないと。一番高いところが、例えば野田が17万4,000円ほどで、桑ノ川・黒滝あたりで4万円ほどの評価額ということになっておりますけれども、これ、実際の実態とは随分と違う。山のほうは私まだ高く出ていると思うんですけども、この平場では反当14万円でも17万円でもそれはなかなかない、そういう売買価格ではないと思っていますし。この固定資産税のしおり、これは税務課に据えつけてあるものですが、これにおいても農地の評価方法というものは、状況の類似する地区ごとに標準的な田畑、その適正な時価に比準して各筆を評価するというようなことが書かれてますけども。前回も言

いましたが、余りにもその評価の差がない、実態とはかけ離れたものであるというふうに思うわけですけれども。課長のほうは、この評価額というものは適正であるというふうなことも前回のときもおっしゃいましたけれども。恐らくここにおられる方が話を聞いたときに、南国市の一番高いところがバイパスのほうではない、野田で17万4,000円、ほかの一般的な平場の農地で10万円から12万円、山のほうへ行くと4万円から6万円というような評価で、それに課税率、1.4%の率を掛けたものが税金として徴収されてますけれども。その価格というものが、適正なのかというのを改めてまたお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 税務課長。

○税務課長（山田恭輔） 9月議会でも御答弁をさせていただきましたが、私は適正な価格になっていると考えております。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） それは適正な価格ではないと私が、適正な価格とは言ってますけれども。今度その評価替えもあるわけですし。納税者の方に、どうして私んくの田がこの価格ぜよと言われたとき、どのような説明をされますか。

○議長（岡崎純男） 税務課長。

○税務課長（山田恭輔） 個々の評価などがやはり違いますので、各個人の説明はそのお持ちの資産によつての説明が若干違ってくるところがあるとは思いますが、先ほど議員が言われた固定資産税のしおり、またほかのパンフレットなど、口で言うよりも目で見えるような図柄が示されたようなパンフレットなどもございます。そういったものを説明資料として用いて、やはり丁寧にわかりやすく各納税者の皆様には御説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） この金額を丁寧にわかりやすく説明をしても、私は10人のうち何人が納得をするかなと思うんです。私はここで必要なのは、このようになっているけれども、どこに課題があるかということも含めて納税者の方に説明をする必要があると思うんです。これが間違っている、おかしいとは課長、言えませんでしょう。しかし、この農地の評価というのはこういうことになってますから、ここに矛盾はありますけれどもというようなことも含めて、やっぱりしないと。私が納得がいかないだけではないと思うんです。平場のこのバイパスのふちの農地が12万円で、奈路の農地が6万円と言われたときに、あそこの半分するかやっという話になるわけです。価格の問題はあっても、実際。そこをきちっと職員の方も、それから鑑

定士の者にもその話をして、そこの理論武装をして課税をするということが私は必要ではないか。そのことが、納税者にわかっていただける一番のあれじゃないですか。やり方というのは、私変えにゃいかんと思うがですよ実際、こういう評価額というのは。しかし、変えなければ変えれない、正しいって言うたら正しいって誰も思わんのですよ。再度お聞きしますが、私が言ったような形のものがとれるような形をぜひしていただきたいと思うんですけども、本当にこれは正しいと思っているのかお聞きしたいですね。

○議長（岡崎純男） 税務課長。

○税務課長（山田恭輔） 評価額につきましては、やはりこの評価方法を含めまして、地方税法のほうで固定資産税評価基準に基づいてつくっていくというようなことも書かれておりますので、やはりそれに基づいてこの評価課税を行っているということにつきまして、私自身はこれで適正なものになっているというふうに考えております。

また、制度といたしまして、皆様にお送りする納税通知書にも明記をさせていただいておりますけれども、この評価額に対して不服がある場合は、納税通知書を受け取った3カ月以内に固定資産税の評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。また、この評価審査委員会の決定に対して不服がある場合には、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に、市を被告としての決定の取り消しを求める訴えを提起することなどもできますので、固定資産税におきましては、かなり納税者の立場に立った制度のやり方ができているのではないかとこのふうには考えております。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 少し開き直ったようなことを言われまして。それはそうです。で評価委員会へ行って、税務課は汚れないようになっているんです。今度、訴訟するときには評価委員会を訴訟するようなことになると思うんです。しかし、その手前のところではしっかり、12万円と6万円ではないでしょうっていうところ、もう少し開きをつけるとかいうことは、これは鑑定士にも、担当の職員・課がこういうふうなぐあいはどうでしょうかっていうことを言わないと。私は鑑定士が評価基準に基づいて鑑定士がって、前のときに言いましたよね。鑑定士が評価額を決めようじゃなくて、評価額を決めるのは市長ですから。鑑定士には、そういう意見とか矛盾とかを説明をする必要があるわけですね、税務課は。そうして、そのことを鑑定に反映をしてもらおうと。ぜひ、そのことをお願いをして、どうも話がかみ合いませんので、また3月も6月も議会がございますので、またやらさせていただきます。

時間もなくなりますので、3点目に入りたいと思います。

○議長（岡崎純男） 西川議員、ちょっとお待ちください。

1項目めの西川議員の質問に対して、都市整備課長が答弁をしたいという旨の申し出がありましたので、議長としてこれを許可しますので、答弁を聞いていただきたいなというように思っています。都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 済みません。先ほど西川議員から、平成29年1月1日時点の登記地目ではなく現況地目にした場合、何か問題があるのかというようなことで、私、大変認識不足で、ようお答えをできませんでした。急遽、係の者に相談をしまして御返答をさせていただきたいと思えます。

現況地目ということになりました場合、申請が出てきた時点で、平成29年1月1日時点で本当に現況が宅地、雑種地であったかという、なかなか確認が難しいのではないかとということで、平成29年1月1日時点の登記地目というふうにしたということでございます。

○議長（岡崎純男） この件について、続いて質問の場合は、一旦終わりましたんで、議案の質疑ないしは常任委員会のほうでの質問にさせていただきたいなというふうに思うんですが。

続いて、3番。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

6番西川議員。

○6番（西川 潔） いや、ここで都計課長の答弁を許可をして、質問者の私を関連で質疑のほうでというのは少しおかしいじゃないかと思うんですが。引き続きやらせていただきたいです。質疑でもやりたいですけど。構いませんか。

○議長（岡崎純男） 許可します。6番西川議員。

○6番（西川 潔） 先ほどの課長からの訂正の答弁ですけれども、私、初めの質問のときにも言いましたけれども、1月1日時点というのは、先ほどもちょっと税務課との話をしましたけれども、1月1日が固定資産の基準日になるわけで。御存じのように固定資産というのも、ずうっと過去の経過、この年は何でかけてきた、この年は課税を何でした、現況課税ですから何でかけてきたというのがずうっと残っちゃうわけです。先ほど言われたように、そのときの地目が曖昧になるということは、決してないというふうに思えます。答弁をお願いします。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 私はその点、認識がなかったということでございますけれども、担当者としては、そういった29年1月1日時点が本当に宅地、雑種地であったかという確認ができないという心配があったので登記地目としたということと、それと県のこれまでの条例で

あるとかいうのも、全てそういった地目を示すには謄本ということでやっておりましたので、それに倣ってやったということでございますので、今回も登記地目というふうにしたということでございます。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） これ以上このことをやっても、質疑の中でもやらさせていただきたいと思うんですけども。できましたら、運用としても現況の地目のほうでやったほうがはるかに合理的だというふうに思いますので、そのようにできればさせていただきたいということをお願いをいたして、3問目の質問に入ります。

道路行政ですけれども、市道、生活道について、だんだんの議員からの質問もあるわけですが、建設課としてはこの実態をどのように把握をしているのかお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 市道等の改良・補修の要望をたくさんいただいております、特に市道につきましては、そのうち200カ所近い箇所がまだ未整備となっております。市民の皆様が満足していただいている状態ではないと考えております。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） たくさんの要望があり、議会でもたくさんの議員がいつも道路改良のことについては質問やらお願いやらしてきてるわけですが、それによってそれなりの対応をしてきたというふうには思うんです。しかし、一向によくありません。本当に、道路はサロンプスを張っちゅうか、かさぶたがいっぱいできちゅうかというようなところがもうたくさんございまして、長い間にこのようなことになってきたわけですが、どうしてこのような状況になってきたのか、質問をいたします。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 公共交通機関の減少とか車両の大型化等によって道路事情の変化もあり、道路拡幅工事とか路肩補修・舗装の要望が増加してきてるのは間違いありません。特に、補修工事につきましては、早急に対処する必要のある箇所につきましては、補正予算等を活用いたしまして、担当職員も工法等を考慮して、多くの箇所に対応できるように努力しておりますが、いまだに要望に追いついてないというのが現状でございます。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 言うてもしょうのないことかもわかりませんが、市道・生活道の補修整備は非常に急ぐわけです。本当にもう、道路というのはどういうふうにするのか、経済

活動もありましよういろいろな使うわけですけれども、避難のときにも、災害等で避難する道でもあるわけですが、その道路で災害を受けると、これは洒落にもなりませんので、本当に整備を急いでいただきたいというように思います。いつもいつも同じような答弁いただくわけですけれども、来年度はこの道路の補修・維持、こういうものについてどのようにお考えですか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） これまでも、議員の皆様の同様の御質問をいただいておりますが、当課といたしましても全課員が努力しているところであります。係間での協力体制の強化や小規模工事の合算による経費の縮減をより一層進めることや、補修員による補修箇所が多い路線や道路パトロールの徹底によって優先度の高いところから順次早急に進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 補修を進めるということで、別段異議があるわけではございませんが、毎回毎回同じようなことで、特段予算をよけてやるだとか、特段の施策を考えてはない。来年までは一応概算の予算請求ももうしたころではあるとは思いますが、財政課も市長のほうも、この部分についても予算のほうも考えておいていただきたいということをお願いいたします。

次に、市道の境界ですね隣地との、ここについて、奈路と上倉線というのがあって、奈路の昔の公民館から黒滝のほうへ行く道を通して上倉という高知市の境まで行っている道があるんですけれども。ここな道について、明らかに市道敷地に植樹をされているというようなところもございまして、ここな道の管理、また境界をどこな辺でしょうということをして、建設課のほうではなかなかそこをはっきり言わない。必要があるなら、法務局の公図をとってきて申請をしてくださるかというように、なかなかそういう境界の確定を、はっきりしたそういう分筆だとか地籍をつくるということならともかく、どこな辺が境でしょうねというふうに市民の方から話が出た場合にも一向に境界をしないということがございますが、これはどういう理由からでしょうか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 境界につきましては、近年の拡幅や地籍調査によって測量された路線についてはデータがございまして、それ以外の旧来からの道路につきましては未登記等もあられて、関係者との立会により舗装やコンクリート等を目安として決まることが多くなってきております。市道として管理すべきものの確認をしていただきたいということで議員からの

お話がございましたが、登記、それから現地の構造物、地形等によって判断ができると思いますので、地元から要望があればその都度、現地で確認をさせていただきたいと思います。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） そういうことで、おおよその境界を、例えばこの構造物の下だよとかいうようなことでしていただければ、自分の所有している土地との管理と市道敷地へは出てはならないというようなことも含めてそのことができるわけですが、なかなかそこに至らないというところでこの話を出したわけです。ほかのところもそうですけれども、市の職員は、南国市のみんなの土地、市道もそうです、そこをしっかりと守っていくというところに立って、その市道を保全・管理というか維持していくためにはここだということをしっかり言うべきじゃないですか。そうしたら、境界が、いやそうじゃないというなら、その方がさっき言われたように公図をとってくるなり申請書を出して、土木委員やらかれこれ公の人と一緒にそこに立会をしていただいて、しっかりそこで境界を決めたらいいわけですが、自分の土地を管理するときに境界はどこでしょうねと言ったときに、それを1年もそこらも全然明確にしないというのは、問題があつてそこを何もしないということではなしに、それは建設課のほうが怠慢と私言わさせてもらいますけども、意味もなくそこを明示をしないだけのことだと思うんです。みんなの大事な土地を守っていく、維持していくためには、しっかりそのことをどこまでが道路なのかというのは共有して、民の方が道路の部分までうちだと言えれば問題になるわけですし、それから民のほうに向けて市の担当がここは道路分だと言えれば、そこで初めてきちっと境界確定をしたらいいわけで、双方がここだということがわかる、例えば構造物もあるようなところでは、しっかりそのことを明確にされていくようなことを係員のほうにも指導をお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、作業道の修復支援というところでお願いいたします。

平成26年9月議会で、赤線に沿った、赤線というのは幅員も狭くて急峻なところやらも通っちゃうわけですが、もう今、山のほうでは、大体用途とか行き先なんかは全く同じような形で、運搬車が入るとかそれから軽四トラックが入るとかいうものを作業道としてつけています。その道が、私が前回質問をした、平成26年のときに大きな災害がありまして、そのときにそこの修復について考えていただきたいということを質問したときに、検討するというような返事がございました。それから、大した災害もなく、この間、また台風が2回続けてまいりまして、大きくそういう作業道が傷んだわけですし、そこについての対応がまたここで新たに出てきたわけですし。そのときに26年9月の議会で質問したときの次に検討をしていただくと

いうことでしたが、その結果はどのようになっているでしょう。

○議長（岡崎純男） 西川議員の持ち時間が6分少々となりました。建設課長。

○建設課長（西川博由） 議員の言われましたとおり、平成26年9月議会において質問をお受けしておりますが、当時から結論は出ておりません。現在でも、公図上で農道でない、共同でつくった作業道については復旧対象にはなっておりません。申しわけありません。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） そしたらお伺いしますが、地籍調査が完了したところで、そういう作業道等を市のものとするということをやっていると思うんですが、そのような道についてはどのような取り扱いをしておりますか。

○議長（岡崎純男） 質問に対する反問権はありますので、再確認ということであれば、手を上げて許可を願ってください。建設課長。

○建設課長（西川博由） 申しわけありません。地籍調査で……。

○議長（岡崎純男） ちょっと待ってください。許可を願った後に許可をしてから発言をし、確認をし、いう順序がありますので、今は指名をただけです。建設課長。

○建設課長（西川博由） 先ほどの質問について反問をしたいですが。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 済みません、もう一度質問を確認させてください。

○6番（西川 潔） 作業道の話をしてありますが、地籍調査をした折に、地籍調査終了をしたら、そういう作業道については市が寄附採納を受けているのかなというふうに私は思うんですが、そういうふうを受けた作業道については、その修繕とかについて取り扱いはどのようにしておりますかということをお聞きをいたしました。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 現在のところ事例はないと思いますが、地籍調査において、法定外道路として市が寄附をいただくということになれば、当然市が管理するということになると思います。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 時間がありませんので、簡潔にお願いしたいんですが、地籍調査については、していただきたいと手を上げております。しかし、山のほうとか津波の関係で大変おくれた地域がございます。その中にある作業道とこの作業道とはどう違うのか、お聞かせください。取り扱いを私は同じにしたいと。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 現実には、それぞれの案件によって違うとは思いますが、公共性等を鑑みて、昔から部落で使われておったとかいうことでの一件一件の道路についての判断が必要だと考えます。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 地籍調査ができないのは、何も集落の人のその作業道を共同で使っている人の責任ではございませんので、地籍調査を速やかにやりたいけれどもなかなかできないということで、そういう市に寄附採納ができないわけですから、当然そこにできたら寄附採納をするという、その作業道を寄附するという集落の確約があれば、取り扱いを同じにさせていただきたいということをお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

瓶岩体育館への橋の件なんですけど、9月予算で300万円の予算が出ております。この300万円の予算で橋梁の設計、このようなものをするということでしたが、そこな進捗状況と計画、ことしの300万円で何を、来年何を、それから橋梁は何年度にかけることができ、というような少しその辺のタイムスケジュールと言いますか、わかる範囲で御説明ください。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 瓶岩体育館前の橋について、補正予算をいただいております。瓶岩体育館前の領石川の河川管理者である高知県との協議によりまして、現在、橋梁の設計に必要な計画高水位と言いまして、川の増水等の場合の橋をつくるための高さの設定が高知県ではされておりました。架橋の計画には、その検証が必要であるために、現在、委託設計を行っております。この結果をもって高知県と正式な河川協議を行って、この協議により橋の高さ等が確定します。それに合わせて両岸への取り合わせ等がまた必要になってくるために、来年度においては詳細調査設計を行いたいと思っております。それによって、事業費が今、高さによっても確定しておりませんので、その後、確定したタイムスケジュールはできておりません。以上です。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 来年度に詳細調査設計を行って、橋梁敷設は再来年になるというふうな理解をしていいでしょうか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 来年度、調査設計を行って、その後取りかかるということになると

思います。ただ、この場合、用地とか等があれば工事ということにはすぐにはならないかもしれません。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 大変、篤志家の方が寄贈をしてくれるということでございますので、その辺の進捗についてもそこな辺の無礼にならないようなことを含めて、その方の寄贈がなければこの橋、実現に至らないと思いますので、その辺をよろしく願いをいたしまして、今議会の私の質問を終わります。

○議長（岡崎純男） 午前中の中山研心議員の質問に対する答弁について、総務課長より発言の申し出がありましたので許可をいたします。答弁の内容で誤りがあったということの中で、内容でなくて号数が間違っただけというようなことでありますので、許可をしたいと思います。総務課長。

〔西山明彦参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 午前中の中山議員の一般質問の市長の政治姿勢の御質問の中で、私の答弁の中で、退職手当の支給制限に関して、退職手当条例の第8条と申し上げましたけれども、第12条の誤りでしたので、おわびして訂正させていただきたいというふうに思います。申しわけございませんでした。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明7日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時1分 延会